

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【会社名】	サイジニア株式会社
【英訳名】	Scigineer Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉井 伸一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目24番2号
【電話番号】	03-5743-3147（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CF0 横溝 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目24番2号
【電話番号】	03-5743-3147（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CF0 横溝 大介
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 500,973,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 310,080,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 134,748,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額ではありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	258,500(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成26年11月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成26年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、59,100株を上限として、SMBC日興証券株式会社が当社株主である吉井伸一郎（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式59,100株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成26年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成26年12月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	258,500	500,973,000	271,114,800
計（総発行株式）	258,500	500,973,000	271,114,800

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成26年11月14日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成26年12月11日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,280円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は589,380,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年12月12日(金) 至 平成26年12月17日(水)	未定 (注) 4	平成26年12月18日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成26年12月3日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年12月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年12月3日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成26年12月11日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成26年12月11日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年12月19日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成26年12月4日から平成26年12月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 目黒支店	東京都品川区上大崎四丁目1番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成26年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
計	—	258,500	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成26年12月3日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成26年12月11日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
542,229,600	9,600,000	532,629,600

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,280円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額532,629千円及び「1 新規発行株式」の(注) 3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限123,569千円については、広告配信量及び取り扱うデータ量の増加に対応するためのサーバー等の設備投資に平成27年6月期に18,000千円、平成28年6月期に40,000千円、平成29年6月期に40,000千円、平成30年6月期に80,000千円、当社に蓄積させるデータを保管するデータセンターの利用料の増加に平成27年6月期に16,000千円、平成28年6月期に47,000千円、平成29年6月期に78,000千円、平成30年6月期に100,000千円、通信回線料の増加に平成27年6月期に11,000千円、平成28年6月期に22,000千円、平成29年6月期に32,000千円、平成30年6月期に51,000千円を充当する予定であります。また、人員拡充に伴うオフィス移転及びオフィス構築費用として、平成27年6月期に30,000千円、インターネット広告市場の成長を背景として、インターネット広告等の受注件数拡大による売上の増加に伴い広告枠費用等も増加することから売上回収までの運転資金として、平成28年6月期迄に91,198千円を充当する予定であります。データセンターの利用料は、当社に蓄積されるデータが増加すればするほど、サーバーの増設が必要となり、結果としてデータセンターにおいてサーバーを保管する面積が必要となるため、利用料が増加するものであります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	136,000	310,080,000	東京都中央区銀座八丁目4番17号 RIP2号R&D投資組合 77,400株 東京都杉並区 吉井 伸一郎 15,000株 東京都荒川区 吉村 真弥 15,000株 東京都大田区 寒河江 道博 15,000株 神奈川県横浜市青葉区 北城 恪太郎 13,600株
計(総売出株式)	—	136,000	310,080,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、59,100株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,280円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成26年 12月12日(金) 至 平成26年 12月17日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一
といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（平成26年12月11日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を
行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	59,100	134,748,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	59,100	134,748,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,280円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成26年 12月12日(金) 至 平成26年 12月17日(水)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成26年12月11日）に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、59,100株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成27年1月16日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年1月16日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成26年12月11日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成26年11月14日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 59,100株
(2)	払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成27年1月21日（水）

（注）1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額（会社法上の払込金額）と同一といたします。
2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成26年12月11日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である吉井伸一郎、当社株主かつ当社役員である北城格太郎、吉村真弥、福井敦、木戸貴司、三木雄信及び横溝大介、当社株主かつ当社従業員である寒河江道博並びに当社株主であるソフトバンク株式会社及び京セラコミュニケーションシステム株式会社は、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年6月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。（ただし、ソフトバンク株式会社は、自社に課せられる制限と同様の義務を誓約させることを条件として、子会社を相手方とする普通株式の譲渡又は売却を行うことを除く。）

当社株主であるDCM V,L.P.、DCM AFFILIATES FUND V,L.P.及びNTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成27年3月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年6月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章 **scigineer** を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「01 事業の概況」～「03 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。なお、「※」を付している用語については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

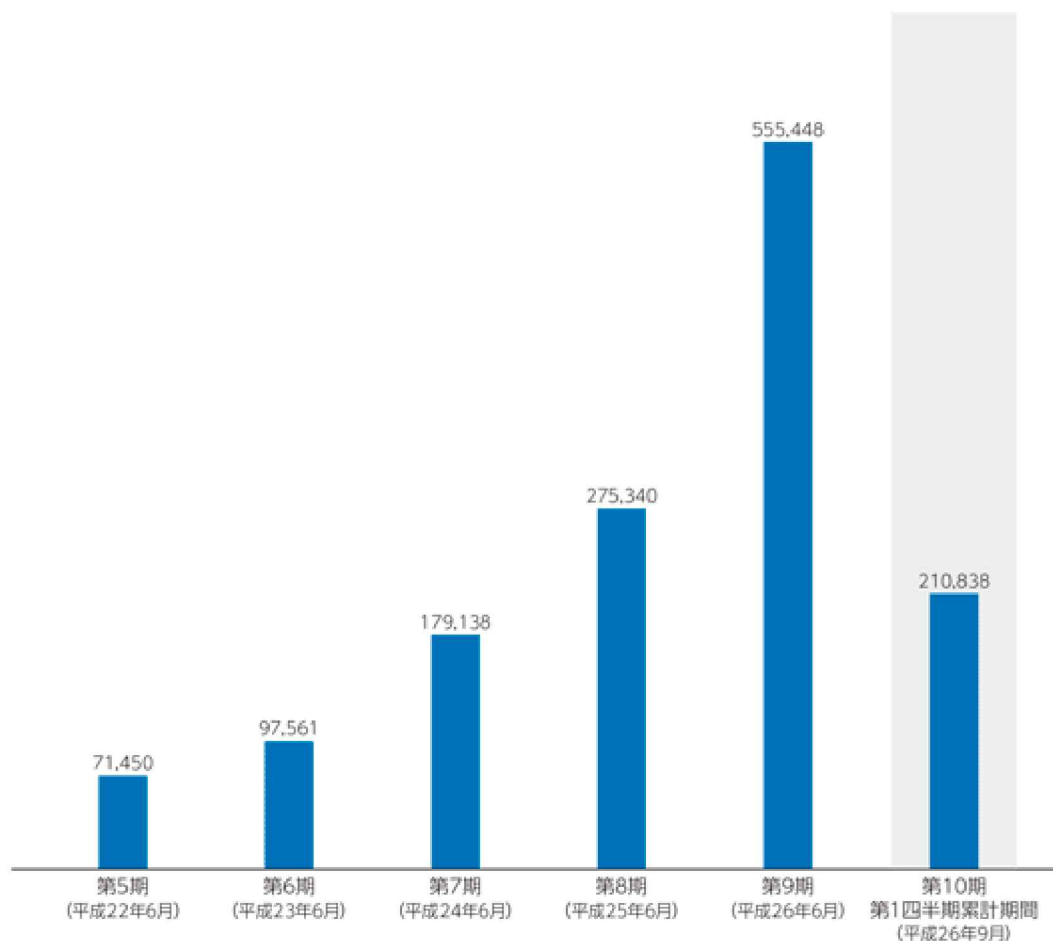
01 | 事業の概況 Business summary

当社は、「パーソナライズ（※）」という切り口で、顧客企業のインターネット上のマーケティング活動を支援する事業を行っております。

パーソナライズとは、一般的に、顧客やユーザー全員に同じサービスやコンテンツを提供するのではなく、一人一人の属性や購買／行動履歴に基づいて最適化されたものを提供する手法のことです。

■ 売上高の推移

(単位：千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

02 | 事業の内容 Our business

パーソナライズ・エンジン「デクワス」の基盤となる 複雑ネットワーク理論について

当社では、各サービスの基盤となる「パーソナライズ」を実現するためのエンジン「デクワス」を開発しております。この「デクワス」は、複雑ネットワーク理論を基に開発されたものです。複雑ネットワーク理論とは、巨大で複雑なネットワークの性質について研究する先端科学であり、インターネットや人間社会など、複雑に見える構造の中の普遍的なパターンのつながり方を数学的に解析する理論です。この理論を利用し、大量のデータの奥底に潜むコミュニティ構造を解析する手法を開発しました。この技術は、一見、ランダムで複雑なデータセットの中から趣味嗜好の似ている情報やユーザー群を抽出し、ユーザーが欲しい情報を検索せずとも発見することができる当社独自の技術で当社の各サービスの基盤となっております。

当社の「デクワス」は、従来からあるパーソナライズの仕組みとは、下記の点で大きく異なる特徴があります。

大規模なユーザー群や商品点数といった条件下でも 対応可能な解析技術

- 当社の「デクワス」は、従来からある同様のサービスと比べユーザーや商品点数の増加などの要因により影響を受けにくく、計算処理に負荷がかかりにくいことから、拡張性にも優れていると考えております。

膨大な「商品」や「サービス」から、 一般消費者に適確なモノをおすすめできる機能

- 従来の多くのサービスにおいては、売れ筋のモノをおすすめする機能に優れていますが、当社の「デクワス」は一般消費者に対して売れ筋だけでなく、売れ筋以外のモノも適確におすすめすることができると考えております。

【パーソナライズ・エンジン「デクワス」について

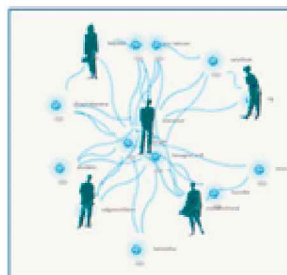
複雑ネットワーク理論を応用した**コミュニティ発見技術**

1 ユーザーの様々な行動履歴を観測

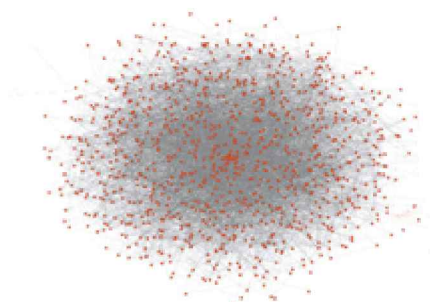


商品購入, ネットサーフィン, メール…

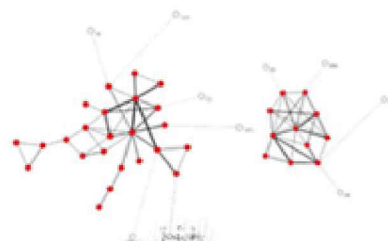
4 嗜好の近い仲間を発見



2 ユーザーの行動履歴から
複雑ネットワークを生成



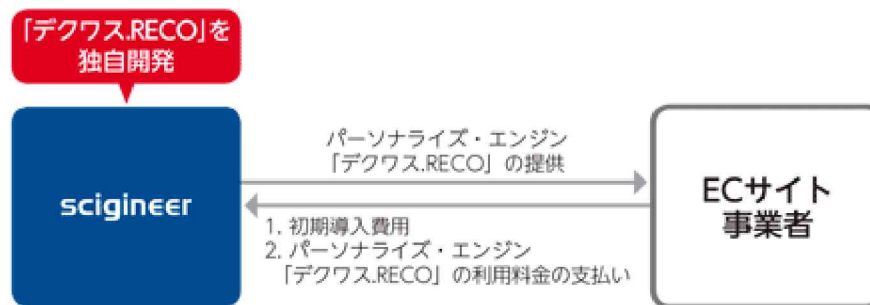
3 ユーザー／アイテムごとに
個別視点でコミュニティを抽出



■ パーソナライズ・レコメンドサービス事業

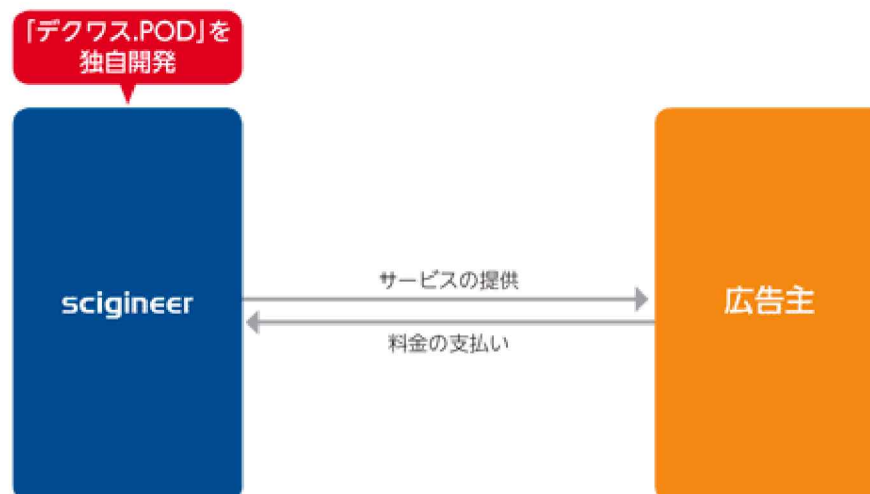
>>> デクワス.RECO

平成20年5月から展開している当社が独自に複雑ネットワーク理論を基に実用化したサービスで、対象となるのは、自社のWebサイト上で膨大な「商品」「サービス」「物件情報」「求人情報」などを取り扱う顧客企業となります。具体的には、当社が複雑ネットワーク理論を応用し独自に開発した「デクワス」というエンジンを利用して、「パーソナライズ」という軸で「あなただけのおすすめ」を行い、その結果、顧客企業のEC（※）経由の売上を伸ばすというサービスであり、Webサイト利用者の購買や閲覧の履歴及び取扱商品の属性情報などを基に、サイトの利用者の嗜好性に合わせた商品やコンテンツを効果的に自動推薦することができる仕組みです。



>>> デクワス.POD

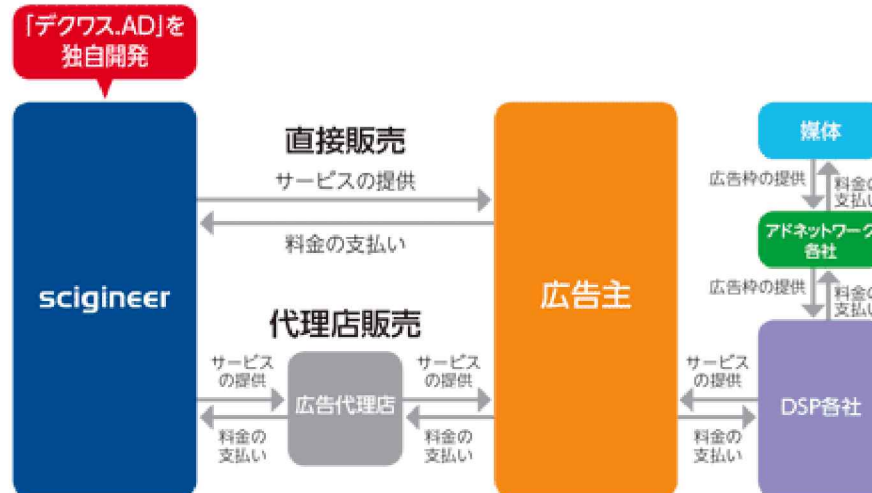
当社で独自に開発及び実証実験を重ね、平成26年2月から正式に販売を開始しております。本サービスは、ECサイトでの行動履歴、購買履歴などを基に、購入した商品と一緒に同梱される購入明細書におすすめの商品を「パーソナライズ」して印刷するサービスです。当社で提供するサービス範囲は「パーソナライズ」機能を利用しおすすめの商品のデータを生成することとそれを適切な形でアウトプットするところまでです。



■ パーソナライズ・アドサービス事業

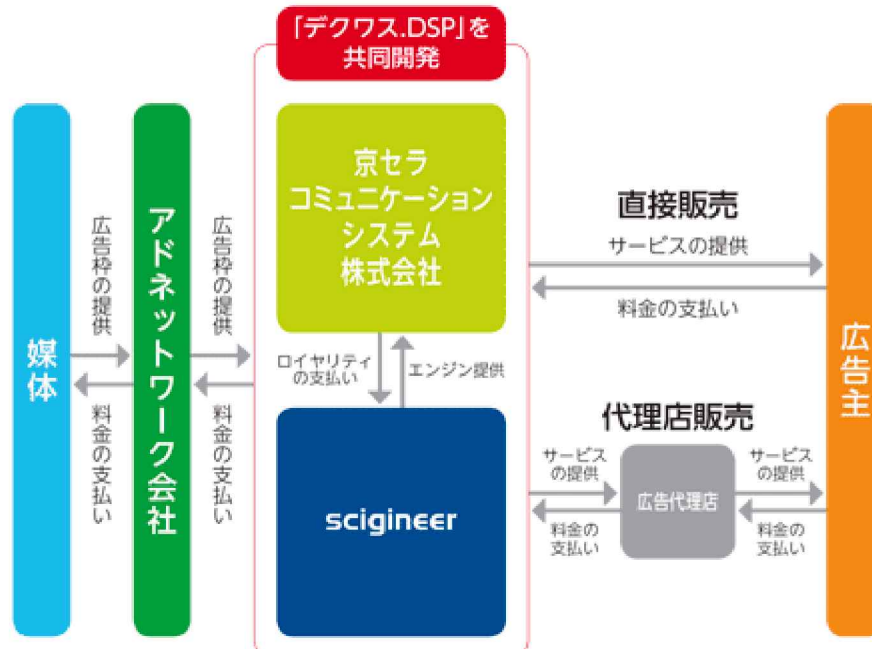
>>> デクワス.AD

本サービスは、ディスプレイ広告（※）を「パーソナライズ」という視点で効率化したいという意図で平成22年10月から開始した当社が独自に開発したサービスです。サービスの仕組みとしては、顧客企業の商品や物件データベースを預かり、ユーザーが興味を持ちそうなバナークリエイティブ（※）を生成することによりディスプレイ広告の最適化を行い、一般消費者を自社のWebサイトに誘導し、購入や資料請求などのコンバージョン（※）を高めるサービスと考えております。



>>> デクワス.DSP

本サービスは、京セラコミュニケーションシステム株式会社（以下、「KCCS」という。）と当社が共同開発したものです。KCCSが主に広告配信システムに係るインフラを含めたハード面でのシステム開発を担い、当社が主にDSP（※）のエンジン部分の開発を担い、平成24年9月から販売を行っております。



03 業績等の推移

Financial highlights

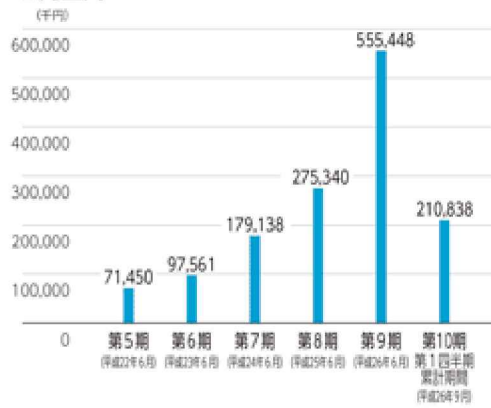
主要な経営指標等の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第1四半期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成26年9月
売上高 (千円)	71,450	97,561	179,138	275,340	555,448	210,838
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△151,613	△108,857	9,054	△19,316	△97,132	18,024
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	△151,903	△109,147	8,764	△19,878	△98,606	16,658
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	283,998	283,998	332,497	332,497	342,720	388,461
発行済株式総数 (株)	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
	293,600	293,600	320,962	320,962	325,589	346,291
	B種株式	B種株式	B種株式	B種株式	B種株式	B種株式
	111,454	111,454	111,454	111,454	111,454	111,454
純資産額 (千円)	255,379	146,232	251,994	232,116	153,956	262,097
総資産額 (千円)	264,565	158,733	268,144	267,367	271,897	384,534
1株当たり純資産額 (円)	△341.94	△553.26	△330.96	△122.50	△168.97	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△294.10	△211.32	16.13	△12.18	△60.43	9.99
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	96.5	92.1	94.0	86.8	56.6	68.2
自己資本利益率 (%)	—	—	4.4	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△7,044	△98,186	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△26,732	△15,380	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	63,928	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	154,943	105,304	—
従業員数 (名)	18	13	10	20	28	28

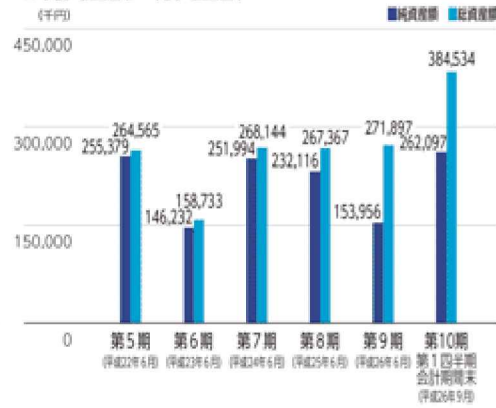
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんが、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載していません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載していません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期、第6期、第8期及び第9期は1株当たり当期純損失であり、第7期については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
6. 自己資本比率については、第5期、第6期、第8期及び第9期は当期純損失が計上されているため、記載していません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載していません。
8. 当社は第8期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期及び第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載していません。
9. 従業員数は就業人員(契約社員を含みます。)であります。
10. 平成26年10月9日に、B種株式に係る取得請求権の行使を受けたことにより、B種株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。また、平成26年10月10日付取締役会決議により、自己株式として保有するB種株式の全てを売却いたしました。
11. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については当該監査を受けておりません。なお、第10期第1四半期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
12. 当社は、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
13. 1株当たりの純資産の計算にあたっては、次の方法により算定しております。
第5期、第6期、第7期、第8期及び第9期につき、事業年度末の純資産の部の合計額からB種株式の払込金額を控除し1株当たり純資産額を算定しております。
14. 当社は、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。
なお、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の節)の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり純利益の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。なお、第5期、第6期及び第7期については新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第1四半期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成26年9月
1株当たり純資産額 (円)	△113.98	△184.42	△110.32	△122.50	△168.97	—
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△98.03	△70.44	5.37	△12.18	△60.43	9.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

■ 売上高



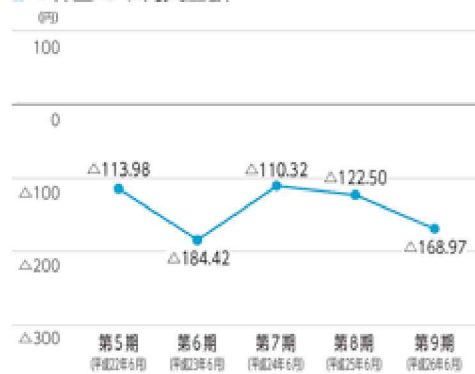
■ 純資産額／総資産額



■ 経常利益又は経常損失 (△)

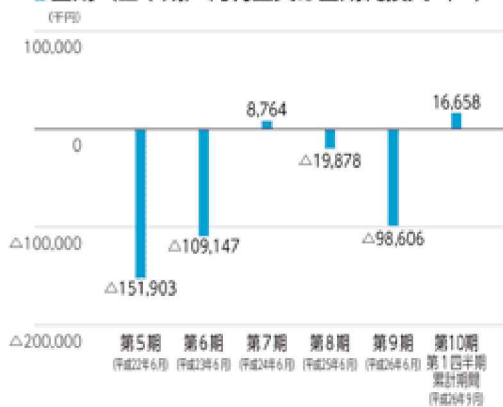


■ 1株当たり純資産額

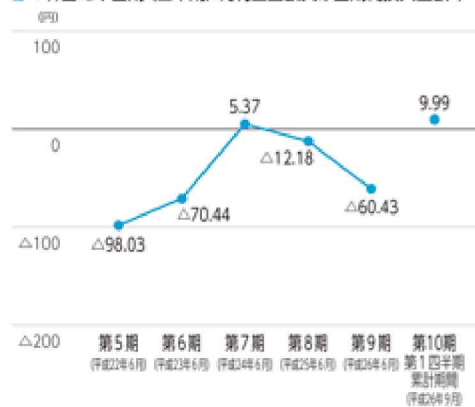


(注) 当社は、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。上記では、当該株式分割が第5期の期首に行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

■ 当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)



■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。上記では、当該株式分割が第5期の期首に行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
売上高	(千円)	71,450	97,561	179,138	275,340	555,448
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△151,613	△108,857	9,054	△19,316	△97,132
当期純利益又は当期純 損失 (△)	(千円)	△151,903	△109,147	8,764	△19,878	△98,606
持分法を適用した場合 の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	283,998	283,998	332,497	332,497	342,720
発行済株式総数	(株)	普通株式 293,600 B種株式 111,454	普通株式 293,600 B種株式 111,454	普通株式 320,962 B種株式 111,454	普通株式 320,962 B種株式 111,454	普通株式 325,589 B種株式 111,454
純資産額	(千円)	255,379	146,232	251,994	232,116	153,956
総資産額	(千円)	264,565	158,733	268,144	267,367	271,897
1株当たり純資産額	(円)	△341.94	△553.26	△330.96	△122.50	△168.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額 (△)	(円)	△294.10	△211.32	16.13	△12.18	△60.43
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	96.5	92.1	94.0	86.8	56.6
自己資本利益率	(%)	—	—	4.4	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△7,044	△98,186
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△26,732	△15,380
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	63,928
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	—	—	—	154,943	105,304
従業員数	(名)	18	13	10	20	28

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期、第6期、第8期及び第9期は1株当たり当期純損失であり、第7期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第5期、第6期、第8期及び第9期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 当社は第8期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期及び第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であります。
10. 平成26年10月9日に、B種株主より、B種株式に係る取得請求権の行使を受けたことにより、B種株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。また、平成26年10月10日付取締役会決議により、自己株式として保有するB種株式の全てを消却いたしました。
11. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
12. 当社は、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
13. 1株当たりの純資産の計算にあたっては、次の方法により算定しております。
第5期、第6期、第7期、第8期及び第9期につき、事業年度末の純資産の部の合計額からB種株式の払込金額を控除し1株当たり純資産額を算定しております。
14. 当社は、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。
なお、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。なお、第5期、第6期及び第7期については新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
1株当たり純資産額 (円)	△113.98	△184.42	△110.32	△122.50	△168.97
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△98.03	△70.44	5.37	△12.18	△60.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成17年8月	サイジニア有限会社を北海道江別市に設立
平成19年3月	東京都品川区に本社移転
平成19年4月	サイジニア株式会社へ組織変更
平成20年5月	「デクワス.RECO」サービス開始
平成22年10月	「デクワス.AD」サービス開始
平成23年10月	Googleが運営するGoogle Display Network (GDN) のベンダーに認定 これにより「デクワス.AD」をGDNで利用できるサービスを開始
平成24年7月	京セラコミュニケーションシステム株式会社と業務提携を実施
平成24年9月	「デクワス.DSP」サービス開始
平成26年2月	「デクワス.POD」サービス開始

3 【事業の内容】

当社は、「パーソナライズ」（注1）という切り口で、顧客企業のインターネット上のマーケティング活動を支援する事業（以下「インターネットマーケティング支援事業」という。）を行っております。

PCだけでなく、タブレットやスマートフォンの普及により、人々は、自分自身で消化できないほどの膨大な情報に囲まれ、接し、取得し、活用をしております。企業はこのような情報過多な環境において、自社のサービスや商品を認知してもらうためのマーケティング活動に膨大な労力とコストを投じております。また、同時に顧客データなどの重要性に気づき、データを収集しはじめたものの活用できていない企業が多い状況にあります。

EC（注2）が発展すればするほど、ECにおいて取り扱われる「商品」「サービス内容」「物件情報」「求人情報」などが膨大に増えており、一般消費者が「検索」を行っても自分がほしい情報にたどり着くことが難しくなってきました。インターネットを通じて買い物を楽しむシニア層も年々増加しておりますが、商品点数が急激に増えることや画面の小さいスマートフォンで「検索」をすることが難しいこともEC事業者の今後の課題となっております。そのような背景もあり、ECサイトにおいて、「検索」を行うのではなく、探す前に自分の好みに合うものをおすすめされる「パーソナライズ」というニーズが高まると思われれます。そこで、当社は、企業のマーケティング活動を「検索」という切り口からではなく、「パーソナライズ」という切り口で、「あなたに」という点にフォーカスしたインターネットマーケティングを支援する事業を行っております。

当社の事業は、「インターネットマーケティング支援事業」であり、単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略をしておりますが、サービスのカテゴリーは、「パーソナライズ・レコメンドサービス」と「パーソナライズ・アドサービス」に分かれております。

「パーソナライズ・レコメンドサービス」としては、「デクワス.RECO」「デクワス.POD」と区分し、「パーソナライズ・アドサービス」としては、「デクワス.AD」「デクワス.DSP」と区分しております。2つのカテゴリーに共通している特徴は、「パーソナライズ」という機能です。当社のメイン顧客企業は、アイテム数が膨大にあるEC顧客企業となっております。

パーソナライズ・エンジン「デクワス」の基盤となる複雑ネットワーク理論について

当社では、上記の各サービスの基盤となる「パーソナライズ」を実現するためのエンジン「デクワス」を開発しております。この「デクワス」は、複雑ネットワーク理論を基に開発されたものです。複雑ネットワーク理論とは、巨大で複雑なネットワークの性質について研究する先端科学であり、インターネットや人間社会など、複雑に見える構造の中の普遍的なパターンのつながり方を数学的に解析する理論です。この理論を利用し、大量のデータの奥底に潜むコミュニティ構造を解析する手法を開発しました。この技術は、一見、ランダムで複雑なデータセットの中から趣味嗜好の似ている情報やユーザー群を抽出し、ユーザーが欲しい情報を検索せずとも発見することができる当社独自の技術で当社の各サービスの基盤となっております。

当社の「デクワス」は、従来からある「パーソナライズ」の仕組みとは、下記の点で大きく異なる特徴があります。

① 大規模なユーザー群や商品点数といった条件下でも対応可能な解析技術

当社の「デクワス」は、従来からある同様のサービスと比べユーザーや商品点数の増加などの要因により、影響を受けにくく、計算処理に負荷がかかりにくいことから、拡張性にも優れていると考えております。

② 膨大な「商品」や「サービス」から、一般消費者に適確なモノをおすすめできる機能

従来の多くのサービスにおいては、売れ筋のモノをおすすめする機能に優れていますが、当社の「デクワス」は一般消費者に対して売れ筋だけでなく、売れ筋以外のモノも適確におすすめすることができると考えております。

このような特徴から、当社のメイン顧客企業は、膨大なアイテム数を取り扱うECをメインに営む企業を中心となっております。

「パーソナライズ・レコメンドサービス」

「パーソナライズ・レコメンドサービス」とは、主にECサイトを運営する企業向けのサービスで、「デクワス.RECO」と「デクワス.POD」のようなオンライン上の行動履歴からユーザーの趣味嗜好を解析し、「あなたへのおすすめ」をアウトプットするサービスです。アウトプット先が自社のサービスWebサイトにそれを提示するサービスが「デクワス.RECO」、紙やハガキなどの印刷物におすすめ商品・サービスを印刷するのが「デクワス.POD」となります。

1. 「デクワス.RECO」

平成20年5月から展開している当社が独自に複雑ネットワーク理論を基に実用化したサービスで、対象となるのは、自社のWebサイト上で膨大な「商品」「サービス」「物件情報」「求人情報」などを取り扱う企業となります。具体的には、当社が複雑ネットワーク理論を応用し独自に開発した「デクワス」というエンジンを利用して、「パーソナライズ」という軸で「あなただけのおすすめ」を行い、その結果、顧客企業のEC経由の売上を伸ばすというサービスであり、Webサイト利用者の購買や閲覧の履歴及び取扱商品の属性情報などを基に、サイトの利用者の嗜好性に合わせた商品やコンテンツを効果的に自動推薦することができる仕組みです。

顧客企業のメリットは、サイトに訪問しても、商品点数が多く表示されすぎていて、サイトを離脱してしまうユーザーが多かった状況を打開すべく、最適な「パーソナライズ」により「あなただけのおすすめ」商品を提示することにより、ユーザーの囲い込みを図れるという点です。

主な顧客企業は、大量の商品情報や物件情報を保有されているEC運営事業者向けであり、特にアパレル系EC、大手ECショッピングモール、不動産ポータルなど顧客企業の自社Webサイトに導入しております。

基本的な課金体系としては、初期費用に加えて、ページビューによる従量課金という方式と成果報酬型の方式があります。

2. 「デクワス.POD」

当社で独自に開発及び実証実験を重ね、平成26年2月から正式に販売を開始しております。対象となる顧客企業は、「デクワス.RECO」の導入企業や、カタログ通販とECサイトを運営している企業などが対象となります。本サービスは、ECサイトでの行動履歴、購買履歴などを基に、購入した商品と一緒に同梱される購入明細書におすすめの商品を「パーソナライズ」して印刷するサービスです。当社で提供するサービス範囲は「パーソナライズ」機能を利用しおすすめの商品のデータを生成することとそれを適切な形でアウトプットするところまでです。顧客企業ごとに異なるメーカーのプリンターを利用しているケースが多いため、顧客企業の希望に応じて、適切なデータ形式に変換し、パーソナライズされたおすすめ商品情報を納品しております。

主な顧客企業は、大量の商品情報や物件情報を保有しているEC運営事業者であり、特にアパレル系EC及びカタログ通販を運営している企業です。

基本的な課金体系としては、初期費用に加えて、従量課金という方式と成果報酬課金の方式や月額固定課金の方式があります。

本サービスは、当社のパーソナライズ・エンジン「デクワス」をECだけでなくリアルの世界のサービスにも応用した事例となっていると考えております。

「パーソナライズ・アドサービス」

「パーソナライズ・アドサービス」とは、主にECサイトを運営する企業向けのサービスで、「デクワス.AD」と「デクワス.DSP」のようなオンライン上の行動履歴からユーザーの趣味嗜好を解析し、インターネット広告上で「あなたへのおすすめ」をアウトプットし、自社サービスサイトへ誘導し、購買を促すサービスです。「おすすめ」のアウトプット先が自社のWebサイトではなく、オンライン上の広告枠という点に特徴があり、「デクワス.AD」は、広告配信機能を持たず「おすすめ」の「商品」「サービス」「物件情報」「求人情報」などを提示するサービスです。「デクワス.DSP」は、「デクワス.AD」に広告配信機能を付加したサービスです。

1. 「デクワス.AD」

本サービスは、ディスプレイ広告(注3)を「パーソナライズ」という視点で効率化したいという意図で平成22年10月から開始した当社が独自に開発したサービスです。サービスの仕組みとしては、顧客企業の商品や物件データベースを預かり、ユーザーが興味を持ちそうなバナークリエイティブ(注4)を生成することによりディスプレイ広告の最適化を行い、一般消費者を自社のWebサイトに誘導し、購入や資料請求などのコンバージョン(注5)を高めるサービスと考えております。一般消費者が興味を持ちそうなバナークリエイティブを生成する仕組みは、パーソナライズ・エンジン「デクワス」が基盤となっております。

本サービスの特徴は、既存のDSP(注6)サービスと連携して、利用することが可能な点です。DSPサービス提供企業がそれぞれ保有する配信機能では、ほとんど機能提供されていない「パーソナライズ」の視点、つまり一人一人の嗜好に合わせたバナークリエイティブの生成機能を本サービスを利用することにより、顧客企業は利用可能となり、インターネット広告の効率化を実現することができると考えております。

本サービスの顧客企業としては、商品点数や物件点数の多い、ECサイト運営企業や不動産ポータルを運営している企業がメインとなっております。

基本的な課金体系としては、月額固定課金に加え、広告配信料に対して一定の手数料を課金する方式です。

2. 「デクワス.DSP」

本サービスは、京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「KCCS」という。)と当社が共同開発したものです。「KCCS」が主に広告配信システムに係るインフラを含めたハード面でのシステム開発を担い、当社が主にDSPのエンジン部分の開発を担い、平成24年9月から販売を行っております。本サービスは、インターネット広告の仕組みが技術革新により大きく変革をしたことにより生まれたものです。具体的には、インターネット黎明期の1990年代後半や2000年初頭に行われていたバナー広告枠の販売は、一ヵ月固定バナーを貼り続けるという契約で固定報酬を得る形態を取っておりました。つまり「枠」がいくらという概念が一般的でした。しかし、インターネットの急速な普及により販売される広告の枠の数も桁違いに増え、この広告枠を束ねてネットワーク化し、インターネット広告を出稿した顧客企業へ販売する「アドネットワーク」(注7)、「アドエクスチェンジ」(注8)という位置づけのプレーヤーがでてきました。さらに、平成23年頃から欧米では「DSP」という広告配信の仕組みが普及しはじめて、インターネット広告の配信が「枠」から「人」へ変化してきております。当社は、このような時代背景もあり業務提携先である「KCCS」と共同で本サービスを開発するに至りました。

本サービスの特徴としては、潜在顧客を抽出し自社サイトへの訪問を促す「ソックリターゲット広告」(注9)という手法が挙げられます。広告の配信精度が高いといわれているリターゲティング(注10)広告は、既訪問顧客に対してリーチする広告配信手法であることから、配信できる数に限りがあることが課題でした。

「ソックリターゲット広告」は、リターゲティングから配信対象を拡大し、効率良く自社サイトへ誘導します。既存顧客と興味・関心が類似する行動特性を示す潜在顧客を見つけ出し、RTB(注11)によって配信対象を選別して広告配信します。また、本サービスは、広告主にとって有望な見込み顧客にターゲットングするために、多様な配信手法を備えています。具体的には、「知らない人(潜在層)」には知ってもらうための「オーディエンス拡張」等の配信手法を用いた潜在層ターゲットング、「既に知っている人(興味層)」には欲しいと思ってもらうための「キーワードマッチ」などの配信手法を用いた興味関心層ターゲットング、「欲しいと思った人(顕在層)」にはコンバージョンしてもらうための「リターゲティング」等の配信手法を用いた顕在層ターゲットングを行い、消費者の行動プロセスに応じてターゲットングした広告配信を実現しているものと考えております。

顧客企業の特徴としては、「パーソナライズ」という機能が活かされる「商品数」「サービス数」「物件数」などマスターデータを膨大に保有する企業が多く、「大手ECモール」「大手不動産ポータル」「大手アパレルECサイト」などがメイン顧客企業です。

基本的な課金体系としては、広告配信費用として広告枠費に一定手数料を加えた金額を課金する方式と成果報酬課金の方式があります。

用語解説

注1. パーソナライズ

一般的に、顧客やユーザー全員に同じサービスやコンテンツを提供するのではなく、一人一人の属性や購買/行動履歴に基づいて最適化されたものを提供する手法のことです。例えば、ネット通販を行うオンラインショップでは、商品の購入時に年齢や性別、職業、趣味などを登録してもらい、サイト訪問時に関連の高いと思われる商品をおすすめ商品として大きく表示することで購買を促しています。また、過去の多くの顧客の購入履歴から同時に購入される率の高い商品の組み合わせを見つけ出し、ある商品を購入した顧客に同時に売れている率の高い商品をすすめるといった手法もあります。

ポータルサイトでは、提供している多数のコンテンツやサービスの中からユーザーが自分の興味や生活スタイルに合わせて必要なものを取捨選択し、自分用にカスタマイズしたページを生成するサービスを提供しているところもあります。また、検索エンジンの中には個人の検索履歴を蓄積し、その情報に基づいて検索結果を並べ替え、その人にとって重要度の高いと思われるページを上位に表示する機能を提供しているサイトがあります。

注2. EC

インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称のことです。狭義には、インターネットや通信回線を介して遠隔地間で必要な情報を送受信して行う商取引を指し、また、より狭義には、Webサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップのことをECと呼ぶこともあります。ECとはElectronic Commerce（エレクトロニックコマース=電子商取引）の略です。

注3. ディスプレイ広告

Webサイトに表示される広告で、画像やFlash、動画などによる広告のことです。ユーザーが検索エンジンに入力した検索キーワードに関連した広告を配信・表示する広告配信方法です。

注4. バナークリエイティブ

バナーとは、Webページ上で他のWebサイトを紹介する役割をもつ画像（アイコンの一種）のことです。主に広告・宣伝用に作られ、Webサイトへのハイパーリンク用にも利用されます。画像にはリンクを貼り、クリックするとそのバナーが紹介するサイトを表示するようになっています。バナークリエイティブは、そのバナーのデザインを総称するものです。

注5. コンバージョン

会員登録や資料請求、商品購入など広告主の望む行動を起こすことです。

注6. DSP（ダイヤモンドサイド・プラットフォーム）

インターネット広告において広告主側から見た広告効率の最大化を支援するシステムのことです。RTBの技術を活用し、広告主や広告代理店がSSPなどを対象に、ユーザーの1視聴毎に、広告枠に対してリアルタイムに最適な自動入札取引・広告配信を行うシステムを提供するプラットフォームです。

注7. アドネットワーク

複数の媒体サイトの広告枠を束ねてネットワーク化し、広告販売や広告配信を一元的に管理して、収益化を実現するモデルのことです。

注8. アドエクスチェンジ

広告枠のオープンなマーケットプレイスのことです。媒体社、アドネットワーク、DSP、SSPなどは、このマーケットプレイスを通じて広告枠を売買することができます。なお、SSPとは、DSPと反対の概念で、Sell Side Platform（セルサイド・プラットフォーム）の略です。メディアの広告収益を最大化させる仕組みです。

注9. ソックリターゲティング広告

大量のユーザー行動履歴の中から、広告主サイトへの既訪問ユーザーと嗜好が類似するユーザーを潜在的な新規顧客としてターゲティングする新しい技術のことです。一般的なオーディエンスターゲティングにおいては、自動車の媒体面であれば「自動車好き」などを仮定し、媒体面の情報に基づきターゲティングメニューが用意されます。一方、ソックリターゲティングでは、クッキー同士の類似性に注目して広告主サイトや商品ごとに未訪問の新規ユーザーを探し出します。Web上の行動履歴を、グラフ理論を応用した複雑ネットワーク理論により解析できるこの技術は、当社独自の解析技術によるものです。

注10. リターゲティング

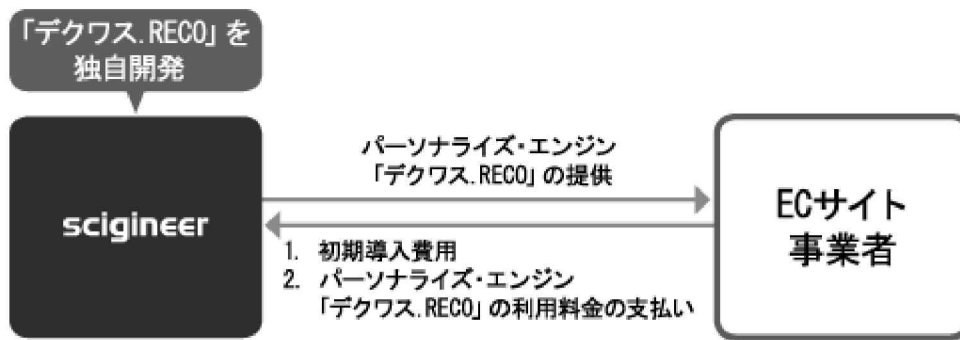
インターネット広告の手法の一つで、自社のサイトを訪れたことのある人に限定して、再訪を促すような広告を配信することです。Cookie(クッキー)を訪問履歴の把握に利用する手法で、広告主は広告配信会社に対して、自社のサイトに訪問済みの人にだけ広告を表示して欲しいと依頼をします。配信会社は訪問履歴を蓄積したデータベースを参照し、広告主のサイトを訪問済みの人を識別して、広告を表示します。自社のサイトに一度でも来たことのある人は関心の高い層である可能性が高いため、商品の購入などの成約に結びつく効果の高い手法であるとされています。

注11. RTB（リアルタイムビidding）

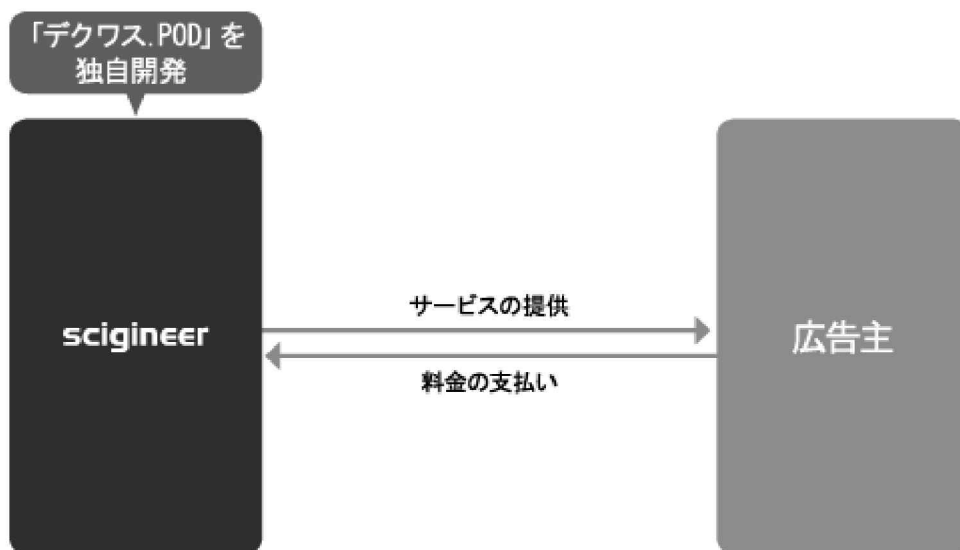
Webサイトに来訪したユーザーの1視聴毎にリアルタイムにインターネット広告の入札が行われる仕組みのことです。

以上に述べた事項を、以下の事業系統図に示します。

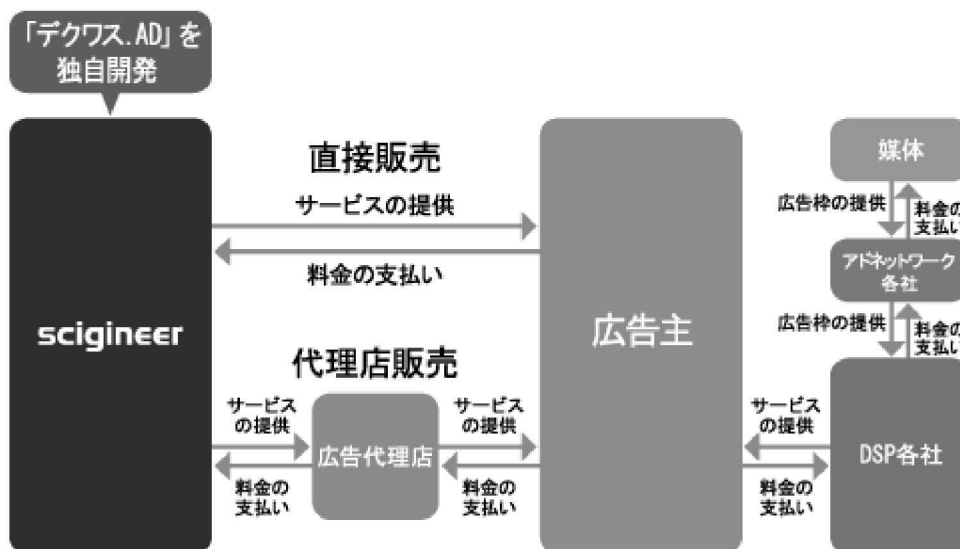
パーソナライズ・レコメンドサービス「デクワス.RECO」



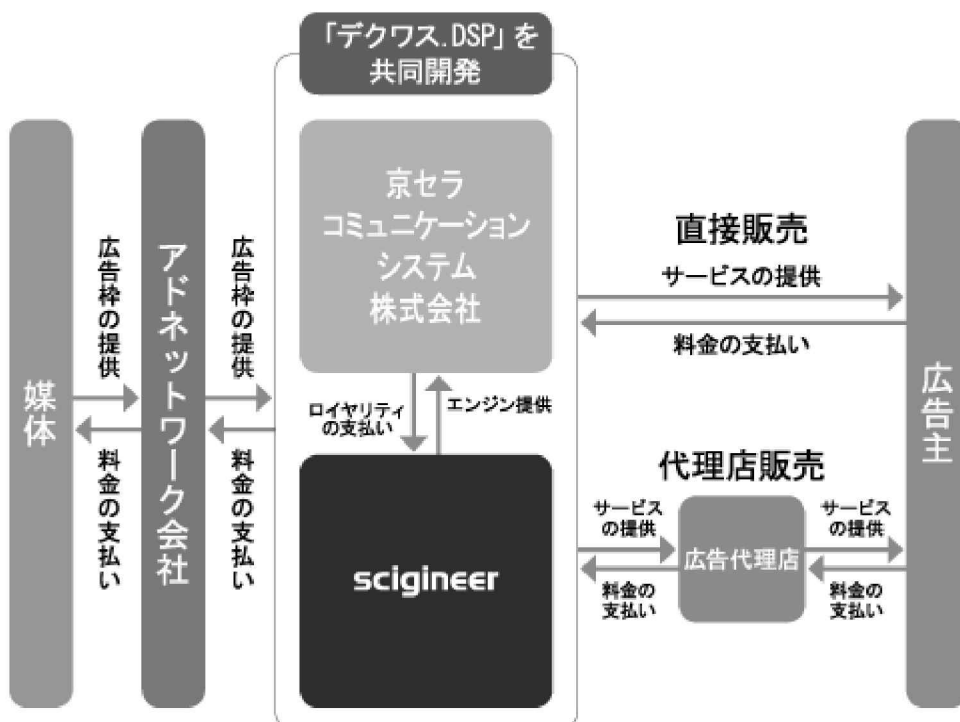
パーソナライズ・レコメンドサービス「デクワス.POD」



パーソナライズ・アドサービス「デクワス.AD」



パーソナライズ・アドサービス「デクワス.DSP」



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
25	34.2	2.5	5,621

- (注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近日までの1年間において5名増加したのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。
4. 取締役への就任等により従業員が3名減少しております。
5. 当社の事業は、「インターネットマーケティング支援事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当事業年度におけるわが国経済は、欧州金融資本市場の不安定な動向や中国の景況感の悪化、近隣国との外交問題の影響など不透明な状況がある一方、平成24年12月に誕生した自民党政権と呼応した日銀による金融緩和策効果での円安基調への転換による株価回復や平成32年における東京オリンピックの開催決定など明るい兆しも見られ、新たな期待が持てる年度ともなりました。

このような状況の中、当社は収益の柱となるビジネスモデルの確立を目指す中、「デクワス.DSP」サービスを通じ顧客基盤の拡大に努めると同時に、平成26年2月にリリースした新サービス「デクワス.POD」のような時代の到来に向けた新たな収益の柱の構築に尽力しております。また、今後の事業展開に備え、管理部門の人員強化等も実施しました。

その結果、当事業年度における売上高は555,448千円（前期比101.7%増）、営業損失は96,636千円（前年同期の営業損失は19,671千円）、経常損失は97,132千円（前年同期の経常損失は19,316千円）、当期純損失は98,606千円（前年同期の当期純損失は19,878千円）となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービス別の状況は、次のとおりであります。

① パーソナライズ・レコメンドサービス

「デクワス.RECO」については、安定的な顧客基盤の確保により順調に売上が推移いたしました。また、「デクワス.POD」については、平成26年2月より大手アパレル企業との取引を開始いたしました。この結果、売上高は134,511千円（前期比12.3%増）となりました。

② パーソナライズ・アドサービス

「デクワス.AD」については、前事業年度からの販売代理店との関係強化が功を奏し、順調に売上が推移いたしました。また、運用型ディスプレイ広告の市場が引き続き堅調に伸びており、当社においても大手顧客からの引き合いが増えました。当社は、広告主の広告効果の最大化を「デクワス.DSP」を通じ、取り組んでまいりました。この結果、売上高は420,936千円（前期比170.6%増）となりました。

第10期第1四半期累計期間（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）

当第1四半期累計期間における国内経済は、4月からの消費税増税に伴う駆け込み需要の反動がみられるものの、政府による経済・金融政策を背景とした企業収益や個人消費の改善により、景気は緩やかな回復基調にあります。当社が関連するインターネット広告市場においては、平成25年の広告費（注）が9,381億円（前年同期比8.1%増）と広告費全体の15.7%を占めるまでに拡大しており、今後とも高い成長が見込まれております。

（注）株式会社電通「2013年日本の広告費」平成26年2月20日

その結果、当第1四半期累計期間における売上高は210,838千円、営業利益は20,117千円、経常利益は18,024千円、四半期純利益は16,658千円となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービス別の状況は、次のとおりであります。

① パーソナライズ・レコメンドサービス

「デクワス.RECO」については、安定的な顧客基盤の確保により売上が順調に推移し、特に大手アパレル企業との取引が順調に推移しております。

この結果、売上高は35,160千円となりました。

② パーソナライズ・アドサービス

「デクワス.AD」については、前事業年度から引き続き販売代理店との関係強化を図り、順調に売上が推移しました。

この結果、売上高は175,678千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第9期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、49,638千円減少の105,304千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、98,186千円となりました。主な増加要因は、仕入債務の増加29,892千円などによるもの、主な減少要因は、税引前当期純損失98,029千円、売上債権の増加53,451千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、15,380千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出12,560千円、無形固定資産の取得による支出2,800千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、63,928千円となりました。主な要因は、長期借入れによる収入45,000千円及び、第三者割当増資による株式の発行による収入20,446千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第9期事業年度及び第10期第1四半期累計期間における販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

サービス区分別	第9期事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	前年同期比 (%)	第10期第1四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
パーソナライズ・レコメンドサービス (千円)	134,511	112.3	35,160
パーソナライズ・アドサービス (千円)	420,936	270.6	175,678
合計	555,448	201.7	210,838

(注) 1. 最近2事業年度及び第10期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第8期事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)		第9期事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)		第10期第1四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
京セラコミュニケーションシステム(株)	37,148	13.5	73,945	13.3	22,180	10.5
(株)リクルート住まいカンパニー	21,071	7.7	92,685	16.7	39,125	18.6
(株)ニッセン	25,267	9.2	88,792	16.0	17,774	8.4
楽天(株)	6,541	2.4	63,704	11.5	7,156	3.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が、今後も持続的に成長して企業価値を高めるために対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

(1) 運用型ディスプレイ広告サービス

① ビッグデータの活用

運用型ディスプレイ広告サービスは、昨今の革新的な技術を活用してビッグデータを集積及び分析することで、広告主の問題解決を図り、さらには業務の付加価値を高めるものであります。それゆえ、今後急速に市場が拡大すると当社は予想しております。また、ビッグデータの活用により、ユーザー側の商品やサービスの質の向上、あるいは製品開発における効率化が図られるものと期待されております。

一方、株式会社野村総合研究所の「ビッグデータの利活用に関する企業アンケート結果」（平成24年12月25日公表）によると、ビッグデータを利用していない理由として、「ビジネスとして具体的に何に活用するかが明確でない」、「投資対効果の説明が難しい」、「担当者のスキルや人数が不足」、「ビジネスとデータ分析の両視点で戦略を考えられる人材がいない」等があげられております。当社としては、企業のニーズや規模に合わせたビッグデータの活用手法の提案や商品開発を進めていくことが重要課題と認識しており、今後も展示会やセミナー、メディアの活用等を継続的に取り組んでいく方針であります。

② データベース管理の効率化

平成26年9月末時点で、月間約3億2千万ユニークブラウザ相当の行動履歴を集積し、これを基に特定のユーザーに対し最適な広告の配信を行っています。そのため、データベースの維持管理には膨大な数のサーバーの管理運用が求められます。このデータベースの維持管理に関して、効率化及びより少ないコストでより高い効果を生み出すような管理運用を実施することが重要な経営課題となっております。この点につきましては、目的に応じたサーバスペックの効率化、効率運用ソフトの利用等、日々改善の努力を継続していく方針であります。

③ データ集積の速度の向上と自動化

情報の集積及び分析において可能な限り人手を介さず自動化することは、サービスの向上と損益分岐点を大幅に引き下げ、利益率を向上させます。このために、データ収集の速度の向上と自動化は、他社とのサービスの差別化の観点及び利益率向上の観点からも重要な経営課題となっております。この点につきましては、継続的な改善活動を日々展開し継続していく方針であります。

④ アライアンスパートナー戦略

オンライン上の行動履歴だけでなく、実店舗のポイントカードの会員データやPOSデータなど存在するあらゆるデータを統合して経営に活かすというニーズとその市場が広がるにつれて、オンラインとオフラインデータを統合して分析したいというニーズが生まれてきております。そのため、アクセス解析ツール、BIツール、CRMツール、SFAツール、SIer等（注）との連携を早期に行う必要があると考えております。それゆえに、これまで想定していない分野においても、PC、タブレット、スマートフォンでの行動履歴を活用したいというニーズが生まれることが想定されますので、そのような分野を素早く察知し、それらの分野への影響力を持つパートナーとのアライアンスを行っていく方針であります。

（注）BIツール（Business Intelligence）

企業の業務システムの一つで、業務システムなどに蓄積された膨大なデータを蓄積・分析・加工し、意思決定に活用できるような形式にまとめるものです。

CRMツール（Customer Relationship Management）

顧客満足度を向上させるために、顧客との関係を構築することに力点を置く経営手法のことです。

SFAツール（Sales Force Automation）

営業支援を旨としたシステムです。

SIer

個別のサブシステムを集めて1つにまとめ上げ、それぞれの機能が正しく働くように完成させる「システムインテグレーション」を行う企業の総称です。

⑤ スマートフォン分野への進出

当社のサービスは、PCにおいての広告がメインでありましたが、スマートフォンの普及が進み、機能も進化しスマートフォンで買い物を行ったり、賃貸物件を検索するなど今までPCで行っていた消費行動をスマートフォンやタブレットで行う層が急速に増えてまいりました。そこで当社でも事業提携なども含め、スマートフォン分野の広告に対応したサービスを展開していく方針であります。

⑥ 海外戦略

当社は、東南アジア各国（タイ、シンガポール、ベトナム、インドネシア、マレーシア）においてパーソナライズ・レコメンドサービス「デクワス.RECO」「デクワス.POD」を、パーソナライズ・アドサービスとして「デクワス.AD」を既に展開しておりますが、まだ売上に占める影響は軽微であります。当社としては、日本国内で提供しているサービスをその国の実情に適した形式でサービス提供しており、日本から東南アジア地域の日系の代理店、広告主のご要望に応える形でサービスを展開していく方針であります。

⑦ オムニチャネル支援事業

当社が考える「オムニチャネル戦略」とは、ユーザーにどのチャネル（ECや実店舗などの販売経路）で買ったのかという意識をさせずに、新しい買物のスタイルを生み出す取り組みを指しております。EC運営企業が「O2O」（オー・ツー・オー＝Online to Offline）と呼ばれるネットから実店舗へ送客を行う販促活動を活発化させておりますが、これも当社では、「オムニチャネル戦略」の一つと考えております。当社は、平成26年2月に開始した「デクワス.POD」を皮切りに、紙におすすめの商品情報を印刷しておすすめするというオフラインの市場にも事業対象を広げてまいりました。「オムニチャネル戦略」については、大手の小売業各社も注目しており、お客様目線で、お客様が最もオーダーしやすい場所でオーダーし、最も買いやすい場所に誘導するという戦略を積極的に展開する中、当社も顧客企業のニーズに応えるべく、事業化を進めていく方針であります。

(2) 組織能力等の拡充・強化

① マーケティング

当社のサービスの質を向上させていくためには、当社及び当社のサービスについての認知度の向上が必要です。当社では積極的にマーケティング活動を行うことによって、当社のサービス活用の提案をしていく方針であります。

② 優秀な人材の確保

規模の拡大及び成長のためには、当社の企業風土に合った専門性を有する人材の採用と既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題と考えます。また、社員全員が企業理念、経営方針を理解することが必要です。当社は優秀な人材の採用を行っていくと同時に、計画的に社員に対して当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、人材の育成に取り組んでいく方針であります。

③ 経営管理体制の構築

当社が継続的に成長をコントロールし、広告主に対して安定してサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことも必要と考えております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を与える可能性のあるリスク要因には、以下のようなものがあります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の表示がない限り、有価証券届出書提出日時点において、当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に係るリスクについて

① インターネット広告市場について

近年、インターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネットはテレビに次ぐ広告媒体となっております。特に、当社の主力事業である運用型ディスプレイ広告(DSPなど)の市場規模は急速に拡大しており、当社の業績も拡大傾向にあります。

しかしながら、インターネットの普及に伴う環境整備やその利用に関する新たな規制の導入、技術革新、その他予期せぬ要因等により、インターネット市場における業界環境が変化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② アドテクノロジー業界について

インターネット広告市場では、広告の表示方法や販売手法など広告の効果を向上させるための様々な取り組みや技術の導入が行われております。当社も配信システムの改善、新たな機能の追加などを行うことにより、競争力の維持・強化に努めております。しかしながら、インターネット広告における新たな手法や新たな技術が出現した場合、当社が提供している広告配信システムの競争力が著しく低下することにより、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 業界における技術革新について

インターネット関連分野における技術革新は著しく進展しております。インターネットを利用して事業を運営している会社は、常に業界動向、技術革新、顧客ニーズの変化等に即座に対応する必要があります。技術革新によるスマートフォンやタブレットの急速な普及のようにユーザーの利用環境が変化する事も予想され、当社がこのような環境変化への対応に時間を要した場合には、競争力の低下を招き、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 法的規制について

現時点において、当社の主力事業である運用型ディスプレイ広告サービスに関連して、事業継続に重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しております。しかし、インターネットの利用者及び事業者を規制対象とする法令、行政指導、その他の規制等が制定された場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社の運用型ディスプレイ広告を行う際に、成果のトラッキング及び不正行為防止のために使用している技術（クッキーの使用等）が規制、制限された場合には、代替手段の開発に多額の投資が必要となり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 有害コンテンツを含む広告及びパートナーサイトに対する規制について

当社が運営している運用型ディスプレイ広告サービスは、広告主の募集において、サービス申込み時に審査を行うなど、規約を設けて手続面での管理を実施しております。また、申込み時だけでなくその後も当社の社員がサイトの内容など規約の遵守状況を定期的にモニターする体制をとっており、規約に違反する行為が見られた場合には、警告や契約解除などの措置をとっております。

当社ではサービスを提供する際に規約等により独自の基準を設けており、法令や公序良俗に反する広告及び掲載されているコンテンツを排除するように規制並びに管理をしております。また、当該規制の対象となる広告並びにパートナーサイトの内容については「特定商取引に関する法律」等を念頭におき、広告主が運営するサイトの内容について定期的な確認を行い、当社の基準に反する広告コンテンツ等が存在している場合は、広告主に対して警告を行い排除に努めております。当社が行なった警告に従わない場合は契約の解除等の対策を行っております。しかしながら、広告主が法令や公序良俗に反する広告や商品・サービスの提供、コンテンツの掲載が継続された場合には、当社の信用が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 競合サービスについて

当社は、インターネット広告市場を主たる事業領域としておりますが、当該分野にはおいては、多くの企業が事業展開していることもあり、競合サービスが増加する可能性があります。今後、十分な差別化や機能向上等が行えなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営体制に係るリスクについて

① 特定人物への依存及び人材確保に係るリスクについて

当社では、事業拡大に伴って優秀な人材の確保とその育成は重要な課題となっており、人材採用と人材育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、十分な人材確保が困難になった場合や、人材が外部に流出した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。また当社では、代表取締役を含む役員、幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している従業員が、各部門の経営、業務執行について重要な役割を果たしており、特定の分野についてはこれらの人物のノウハウに依存している面があります。このため当社では、特定の人物に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織及び技術スタッフの強化を図っておりますが、これらの役職員が何らかの理由で退任、退職し、後任者の採用が困難になった場合には、当社の事業戦略や業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制について

当社は、平成17年8月に設立し、未だ社歴が浅く成長途上にあり、今後の事業展開や成長を支えるためにも内部管理体制のより一層の充実を図っていく予定であります。

今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ではありますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ オペレーションリスクについて

当社の各サービスでは、顧客企業の商品マスタや物件情報等を日々取り扱っており、煩雑で件数も膨大になります。それに付随する、オペレーション上のリスクが発生する可能性があります。当社では、リスクの軽減を図るため、システムでの管理により、業務基盤の整備を進めておりますが、事務処理における事故・不正等が起きた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報セキュリティ管理について

当社は、レコメンデーションサービス及び運用型ディスプレイ広告サービスの提供にあたり会員情報や銀行口座の情報等の個人情報を取得及び利用しておりません。そのため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務は課されておりませんが、取引データの管理や、社内における顧客企業等の情報及び個人情報についてもその取扱いには細心の注意を払い、法令を遵守するほか入退室管理、ハードウェアやネットワーク管理について最大限の取組みを行っております。しかしながら、以上のような当社の努力にもかかわらず、万一、外部からの不正アクセスなどにより情報の外部流出等が発生した場合には、当社への損害賠償の請求や当社の社会的信用の失墜等によって、当社の事業や業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 知的財産権について

当社は、当社の提供するサービスの基礎をなす技術やビジネスモデルについて、特許権を出願し取得するとともに、各種の商標を登録しております。しかし、現時点で権利取得に至っていない権利について、今後これらの権利を取得できるという確実性はありません。一方で、当社の事業分野において、国内外の各種事業者等が特許その他の知的財産権を取得した場合、その内容次第では、当社に対する訴訟やクレーム等が発生し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社では、第三者に対する知的財産権を侵害することがないように常に注意を払い事業活動を行っておりますが、当社の事業分野における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であり、万一当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償又は使用差止めなどの請求を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ スマートフォン分野への事業展開について

今後はスマートフォンの利用が活発化するものと見込まれております。当社としてもPC向けサービスのスマートフォン対応を進めておりますが、インターネットのスマートフォンでの利用が大きく拡大した場合、PCからのサービス利用と同等の利用者数や利用時間を獲得できない可能性があります。その場合には当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 設備及びネットワークの安定性について

インターネットは重要な社会基盤として社会全般に浸透してきており、そのネットワークは継続的に拡大を続けております。そのため、当社の設備及びネットワークは24時間稼働、年中無休での運用が求められております。当社は、運用型ディスプレイ広告の運営サービスを提供し、また成果の集計管理をシステムを通じて提供しております。システムに支障が生じることは、サービス全般の停止を意味するため、設備及びネットワークの監視や冗長化、定期的なデータのバックアップなど、障害の発生防止に努めております。

しかしながら、地震、火事などの災害のほか、コンピュータウイルスやハッカーなどの行為、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的ミスによるもの、その他予期せぬ重大な事象の発生により、万一、当社の設備又はネットワークが利用できなくなった場合には、サービス停止に伴う信用の低下を引き起こし、顧客の解約はもちろん今後の新規顧客の獲得に影響が生じることが考えられ、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 京セラコミュニケーションシステム株式会社との関係について

当社と「デクワス.DSP」の共同開発を行いました京セラコミュニケーションシステム株式会社は、当社と業務提携を行っており、パーソナライズ・アドサービスにおいて共同で「デクワス.DSP」のサービス開発・提供を行っております。平成26年6月期の「デクワス.DSP」の売上全体に占める割合は、60.23%となっております。当社と京セラコミュニケーションシステム株式会社は良好な関係を築いており、現時点において当該会社との取引関係等に支障は生じていないものの、京セラコミュニケーションシステム株式会社の方針の変更等により、当社との業務提携が解消又は修正されたことにより当社との関係に変化が生じた場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 成果報酬型の料金体系について

パーソナライズ・アドサービスの「デクワス.DSP」において、成果報酬型の料金体系で課金を行う案件です。当該案件において、パーソナライズ・エンジン「デクワス」がユーザーの行動履歴などの情報を収集し解析する学習期間が必要となり、顧客企業と契約した成果が出るまでは、顧客企業から得られる売上よりも当社が買い付ける広告枠費が多くなるという現象が発生するケースがあります。

広告枠費については、当社でも日々管理をしているものの、その結果として損失が発生し、損失が膨らむと、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

① ストック・オプションによる株式価値の希薄化について

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストック・オプション制度を採用しております。有価証券届出書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式総数は240,663株であり、発行済株式総数の14.09%に相当しております。これらのストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

② ベンチャーキャピタル等の持株比率について

有価証券届出書提出日現在、当社の発行済株式総数は1,707,597株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有する株式数は823,524株、保有比率は48.23%であります。

未公開株式に係るベンチャーキャピタル等の保有目的は、当該株式の新規株式公開以降において当該株式を売却し、キャピタルゲインを得ることにあります。よって、当社の株式公開後、当社の株主であるベンチャーキャピタル等が保有する当社株式の全部又は一部を売却することが想定され、その場合、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

③ 資金使途について

今回の新規株式公開において当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、当社の展開するサービスの広告配信量及び取り扱うデータ量の増加に対応するためのサーバー等の設備、当社に蓄積させるデータを保管するデータセンターの利用料の増加及び通信回線料の増加への投資に充てるとともに、人員拡充に伴うオフィス移転及びオフィス構築費用及びインターネット広告市場の成長を背景として、インターネット広告等の受注件数拡大による売上の増加に伴い広告枠費用等も増加することから売上回収までの運転資金に充当する予定であります。なお、データセンターの利用料は、当社に蓄積されるデータが増加すればするほど、サーバーの増設が必要となり、結果としてデータセンターにおいてサーバーを保管する面積が必要となるため、利用料が増加するものであります。

しかしながら、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

④ 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえで、配当を検討していきたいと考えております。これからしばらくの期間については、既存事業領域はもちろんのこと、更なるその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、又は新たに発見できると考えており、当面は更なる成長に向けたサービスの拡充、組織の構築などに投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、その原資となる内部留保の充実を基本方針とする考えであります。

⑤ 税務上の繰越欠損金について

当社は、第6期までは当期純損失を計上しており、第7期で初めて当期純利益が計上されたものの、第8期、第9期は当期純損失を計上しております。よって、有価証券届出書提出日現在において多額の税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため繰越欠損金の期限が切れた場合には、課税所得の控除が受けられなくなります。

そうした場合、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

⑥ マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社の前事業年度末の繰越利益剰余金は、過年度における当期純損失の計上等により△429,878千円となっておりますが、当事業年度はインフラの構築を優先し、人件費等の先行コストが増加したため当期純損失98,606千円を計上いたしました。その結果、第9期事業年度末の繰越利益剰余金は△528,484千円になりました。

当社は、每期確実に利益を計上することを目指して、繰越利益剰余金のマイナスを早期に解消することを経営の最優先課題と認識しておりますが、事業の進捗が計画どおりに進まない場合、解消までに時間を要する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社が運用型ディスプレイ広告のシステム開発及び販売について締結した契約

相手先の名称	所在地	契約締結日	契約内容	契約期間
京セラコミュニケーションシステム株式会社	京都府京都市伏見区	平成24年7月1日	運用型ディスプレイ広告「デクワス.DSP」の開発及び販売に関する業務提携	平成24年7月1日から平成26年6月30日まで以降原則2年毎の自動更新

6 【研究開発活動】

第9期事業年度(自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)

当社はユーザーのオンライン上の行動履歴を集積し、より精度の高い広告ターゲティング技術の開発を進めております。システムとしては、今までのPCだけでなく、急激なスマートフォン利用者の増加を背景に、スマートフォン及びタブレットをメインにユーザーの行動履歴を集積し、それを基に解析し、ターゲティング広告を行うものであります。現在の開発体制は、当社の研究開発部の4名が推進しております。当事業年度における研究開発費は、12,544千円となります。

第10期第1四半期累計期間(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)

当社はユーザーのオンライン上の行動履歴を集積し、より制度の高い広告ターゲティング技術の開発を進めております。現在の開発体制は、当社の研究開発部の4名が推進しております。当第1四半期累計期間における研究開発費は、1,421千円となります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日時点において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第9期事業年度(自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は前事業年度末より860千円増加し、223,009千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金の減少49,639千円、売掛金の増加53,452千円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は前事業年度末より3,669千円増加し、48,887千円となりました。その主な内訳は、建物の増加2,370千円、工具、器具及び備品の増加4,293千円、リース資産の増加4,475千円、ソフトウェアの減少7,386千円によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は前事業年度末より49,449千円増加し、83,672千円となりました。その主な内訳は、買掛金の増加29,892千円、1年内返済予定の長期借入金の増加15,000千円によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は前事業年度末より33,239千円増加し、34,268千円となりました。その主な内訳は、長期借入金の増加28,750千円、リース債務の増加3,225千円、資産除去債務の増加977千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は前事業年度末より78,159千円減少し、153,956千円となりました。その主な内訳は、第三者割当増資による資本金の増加10,223千円、資本剰余金の増加10,223千円、当期純損失の計上に伴う利益剰余金の減少98,606千円によるものであります。

第10期第1四半期会計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は前事業年度末より109,905千円増加し、332,915千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金の増加94,523千円、売掛金の増加12,102千円によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産は前事業年度末より2,731千円増加し、51,619千円となりました。その主な内訳は、ソフトウェアの増加3,703千円によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は前事業年度末より6,264千円増加し、89,936千円となりました。その主な内訳は、買掛金の増加4,613千円、未払法人税等の増加966千円によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債は前事業年度末より1,768千円減少し、32,499千円となりました。その主な内訳は、長期借入金の減少3,750千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は前事業年度末より108,140千円増加し、262,097千円となりました。その主な内訳は、資本金の増加45,741千円、資本準備金の増加45,741千円、利益剰余金の増加16,658千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

第9期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、49,638千円減少の105,304千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、98,186千円となりました。主な増加要因は、仕入債務の増加29,892千円などによるもの、主な減少要因は、税引前当期純損失98,029千円、売上債権の増加53,451千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、15,380千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出12,560千円、無形固定資産の取得による支出2,800千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、63,928千円となりました。主な要因は、長期借入による収入45,000千円及び、第三者割当増資による株式の発行による収入20,446千円によるものであります。

(4) 経営成績の分析

第9期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(売上高)

当事業年度の売上高は555,448千円となり、前年同期と比べ280,108千円増加しました。これは事業拡大に伴う売上の増加によるものであります。

(売上原価及び売上総利益)

当事業年度の売上原価は438,417千円となり、前年同期と比べ256,632千円増加しました。これは主に売上高の増加に伴う、広告枠の仕入れ、また人件費や経費が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は117,030千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は213,666千円となり、前年同期と比べ100,440千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大に伴う経費増加によるものであります。

この結果、営業損失は△96,636千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損益)

当事業年度の営業外収益は181千円となりました。これは主に受取利息、為替差益によるものであります。なお、営業外費用は677千円となり、主に支払利息によるものであります。

この結果、経常損失は△97,132千円となりました。

(特別利益、特別損失及び当期純損益)

当事業年度の特別利益の計上はなく、特別損失は896千円となり、主に本社事務所のレイアウト変更によるものであります。また法人税、住民税及び住民税（法人税等調整額を含む）は576千円となり、これらの結果、当期純損失は△98,606千円となりました。

第10期第1四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

(売上高)

当第1四半期累計期間の売上高は210,838千円となりました。これは事業拡大に伴う売上の増加によるものであります。

(売上原価及び売上総利益)

当第1四半期累計期間の売上原価は134,691千円となりました。これは主に売上高の増加に伴う、広告枠の仕入れ、また人件費や経費が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は76,146千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は56,029千円となりました。これは主に、事業規模の拡大に伴う経費増加によるものであります。

この結果、営業利益は20,117千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損益)

当第1四半期累計期間の営業外収益は206千円となりました。なお、営業外費用は2,299千円となりました。これは主に、株式公開費用によるものであります。

この結果、経常利益は18,024千円となりました。

(四半期純損益)

当第1四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は1,365千円となり、これらの結果、四半期純利益は16,658千円となりました。

(5) 利益配分に関する基本方針

当社は、研究開発型ベンチャー企業として、先行投資的な事業資金等を支出したことにより、これまで利益配当を実施しておりません。しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開に備えた内部留保の充実を勘案しながら、各期の経営成績を考慮に入れて配当政策を決定してまいります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、組織体制、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は14,659千円であり、その主なものは、当社の事業運営を行うためのサーバー増設等10,132千円、ソフトウェアの購入2,800千円、オフィス内レイアウト変更費用1,727千円であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第10期第1四半期累計期間（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）

当第1四半期累計期間において、実施した設備投資等の総額は7,545千円であり、その主なものは、当社の事業運営を行うためのコンピューター等の増設545千円、ソフトウェアの購入7,000千円であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成26年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	—	本社事務所	3,035	12,497	4,475	25,512	45,519	28

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数であります。本社事務所の年間賃借料は7,821千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成26年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

平成26年10月31日現在において、該当事項はありません。

なお、平成26年7月30日開催の取締役会において、次のとおりサーバー等の設備投資をすることを決議しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手予定年月	完成予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都品川区)	サーバー 等の設備	18,000	—	増資資金	平成27年 (注) 2	平成27年 (注) 2	— (注) 5
本社 (東京都品川区)	サーバー 等の設備	40,000	—	増資資金	平成28年 (注) 3	平成28年 (注) 3	— (注) 5
本社 (東京都品川区)	サーバー 等の設備	40,000	—	増資資金	平成29年 (注) 4	平成29年 (注) 4	— (注) 5

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成27年6月期中の着手、完成を予定しており、月は未定であります。

3. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成28年6月期中の着手、完成を予定しており、月は未定であります。

4. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成29年6月期中の着手、完成を予定しており、月は未定であります。

5. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,830,388
計	6,830,388

- (注) 1. 平成26年10月10日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は平成26年10月10日付で普通株式2,276,796株となっております。
2. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,553,592株増加し、6,830,388株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,707,597	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	1,707,597	—	—

- (注) 1. 平成26年9月9日開催の定時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,138,398株増加し、1,707,597株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成20年11月18日臨時株主総会決議に基づく平成20年11月18日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	15,440 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,440 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,938 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月20日から 平成30年11月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,938 資本組入額 969	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除く。）または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。
(2) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第3回新株予約権（平成20年11月18日臨時株主総会決議に基づく平成21年11月16日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	3,800 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,800 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,938 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年11月19日から 平成30年11月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,938 資本組入額 969	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除く。）または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。
(2) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第4回新株予約権（平成24年11月27日臨時株主総会決議に基づく平成24年11月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,000 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,545 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年11月28日から 平成34年11月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,545 資本組入額 1,772.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができますこととします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除きます。）には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、払込金額は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却するべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 組織再編行為の際の取扱い
- 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第5回新株予約権（平成24年11月27日臨時株主総会決議に基づく平成25年2月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	850 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	850 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,545 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年2月28日から 平成35年2月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,545 資本組入額 1,772.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除きます。）には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、払込金額は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却するべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 組織再編行為の際の取扱い
- 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第6回新株予約権（平成24年11月27日臨時株主総会決議に基づく平成25年5月29日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	500 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,545 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月30日から 平成35年5月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,545 資本組入額 1,772.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができますこととします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除きます。）には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、払込金額は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却するべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 組織再編行為の際の取扱い
- 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第7回新株予約権（平成24年11月27日臨時株主総会決議に基づく平成25年11月20日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,700 (注)1	2,600 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,700 (注)1	2,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,545 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年11月21日から 平成35年11月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,545 資本組入額 1,772.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができますこととします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除きます。）には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、払込金額は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却するべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 組織再編行為の際の取扱い
- 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第8回新株予約権（平成26年6月25日臨時株主総会決議に基づく平成26年7月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数（個）	—	53,031（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	53,031（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	4,419（注）2
新株予約権の行使期間	—	平成28年7月31日から 平成36年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 4,419 資本組入額 2,209.5
新株予約権の行使の条件	—	（注）3，4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができますこととします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除きます。）には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、払込金額は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
 - (5) 本新株予約権者は、権利行使時においても、会社又は子会社の取締役、使用人、監査役又は外部協力者の地位にあることを要するものとする。但し、会社の責に帰すべき事由によって当該地位を喪失した場合を除く。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 権利者が会社の責に帰するべからざる事由により下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
 - (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 組織再編行為の際の取扱い
- 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第8回新株予約権（い）（平成26年6月25日臨時株主総会決議に基づく平成26年9月24日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数（個）	—	2,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	2,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	4,419（注）2
新株予約権の行使期間	—	平成28年9月25日から 平成36年9月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 4,419 資本組入額 2,209.5
新株予約権の行使の条件	—	（注）3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）5

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができますこととします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の権利行使の場合を除きます。）には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、払込金額は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 本新株予約権者は、権利行使時においても、会社又は子会社の取締役、使用人、監査役又は外部協力者の地位にあることを要するものとする。但し、会社の責に帰すべき事由によって当該地位を喪失した場合を除く。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が会社の責に帰するべからざる事由により下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ② 会社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 組織再編行為の際の取扱い
- 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。
6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日を基準日として平成26年11月10日付で当社普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
平成23年7月6日 (注)1	普通株式 27,362	普通株式 320,962 B種株式 111,454	48,499	332,497	48,499	329,497
平成26年6月27日 (注)2	普通株式 4,627	普通株式 325,589 B種株式 111,454	10,223	342,720	10,223	339,720
平成26年8月29日 (注)3	普通株式 20,702	普通株式 346,291 B種株式 111,454	45,741	388,461	45,741	385,461
平成26年10月9日 (注)4	普通株式 222,908	普通株式 569,199 B種株式 111,454	—	388,461	—	385,461
平成26年10月10日 (注)5	B種株式 △111,454	普通株式 569,199	—	388,461	—	385,461
平成26年11月10日 (注)6	普通株式 1,138,398	普通株式 1,707,597	—	388,461	—	385,461

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 3,545円 資本組入額 1,772.5円

割当先 京セラコミュニケーションシステム株式会社 27,362株

2. 有償第三者割当

発行価格 4,419円 資本組入額 2,209.5円

割当先 株式会社アドウェイズ 2,262株 サイジニア従業員持株会 1,234株

その他個人 1,131株

3. 有償第三者割当

発行価格 4,419円 資本組入額 2,209.5円

割当先 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 9,052株

その他個人 11,650株

4. 平成26年10月9日に、B種株主より、株式取得請求権の行使を受けたことにより、B種株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付いたしました。

5. 平成26年10月10日付で取締役会決議により、自己株式として保有するB種株式を全て消却いたしました。

6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成26年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	6	2	—	13	21	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,675	2,229	—	1,783	5,687	499
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	29.47	39.16	—	31.37	100.00	—

(注) 平成26年9月9日開催の定時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,138,398株増加し、1,707,597株となっております。なお、平成26年11月10日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成26年11月10日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	6	2	—	13	21	—
所有株式数（単元）	—	—	—	5,029	6,687	—	5,353	17,069	697
所有株式数の割合（%）	—	—	—	29.47	39.16	—	31.37	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 568,700	5,687	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 499	—	—
発行済株式総数	569,199	—	—
総株主の議決権	—	5,687	—

（注）平成26年9月9日開催の定時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、同日現在の発行済株式は以下のとおりであります。

平成26年11月10日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,706,900	17,069	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 697	—	—
発行済株式総数	1,707,597	—	—
総株主の議決権	—	17,069	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成20年11月18日開催の臨時株主総会に基づく平成20年11月18日取締役会決議）

決議年月日	平成20年11月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 (注) 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失、従業員の取締役就任及び取締役の監査役就任により提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名及び従業員2名となっております。

第3回新株予約権（平成20年11月18日開催の臨時株主総会に基づく平成21年11月16日取締役会決議）

決議年月日	平成20年11月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 (注) 当社監査役 1 当社従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役4名及び当社従業員3名となっております。

第4回新株予約権（平成24年11月27日開催の臨時株主総会決議に基づく平成24年11月27日取締役会決議）

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 (注) 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失及び取締役の退任により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、外部協力者1名及び当社従業員1名となっております。

第5回新株予約権（平成24年11月27日開催の臨時株主総会決議に基づく平成25年2月27日取締役会）

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。

第6回新株予約権（平成24年11月27日開催の臨時株主総会決議に基づく平成25年5月29日取締役会決議）

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 （注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。

第7回新株予約権（平成24年11月27日開催の臨時株主総会決議に基づく平成25年11月20日取締役会決議）

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12 （注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役3名及び当社従業員8名となっております。

第8回新株予約権（平成26年6月25日開催の臨時株主総会決議に基づく平成26年7月30日取締役会決議）

決議年月日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 (注) 当社監査役 3 当社従業員 30 外部協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失、取締役の退任及び従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役5名、当社監査役3名、当社従業員26名及び外部協力者3名となっております。

第8回新株予約権（い）（平成26年6月25日開催の臨時株主総会決議に基づく平成26年9月24日取締役会決議）

決議年月日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるB種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	111,454	(注)

(注) B種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式222,908株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	111,454	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	吉井 伸一郎	昭和46年 8月6日	平成8年4月 平成11年4月 平成11年8月 平成13年8月 平成14年4月 平成15年4月 平成16年4月 平成19年4月	日本学術振興会特別研究員 (DC) 日本学術振興会特別研究員 (PD) 北海道地域技術振興センター客員研究員 ソフトバンク・コマース株式会社入社 情報システム本部 技術担当課長 同社情報システム本部研究開発センター長就任 ソフトバンクBB株式会社入社 技術本部 マネージャー 北海道大学大学院 情報科学研究科 複雑系工学講座 助教授 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	216,000
取締役	執行役員 副社長	福井 敦	昭和49年 4月3日	平成11年4月 平成12年4月 平成17年4月 平成18年9月 平成20年6月 平成21年4月 平成23年4月 平成25年2月 平成26年2月 平成26年5月	国際証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 株式会社サイバーエージェント入社 株式会社シーエー・モバイルへ転籍 株式会社インタースパイア入社 (現ユニテッド株式会社) 同社取締役就任 株式会社スパイア (現ユニテッド株式会社) 取締役就任 同社執行役員就任 当社執行役員COO就任 取締役執行役員COO就任 当社取締役執行役員副社長就任 (現任)	(注) 3	1,500
取締役	執行役員 社長室長	木戸 貴司	昭和51年 3月16日	平成11年4月 平成12年7月 平成18年4月 平成19年4月 平成21年3月 平成22年11月 平成23年10月 平成24年12月 平成26年1月 平成26年8月 平成26年10月	伊藤忠オートモービル株式会社 入社 伊藤忠商事株式会社へ出向 株式会社ネットドライブ (現株式会社スタイルエーターワン) 入社 日本キャップジェミニ株式会社 (現株式会社クニエ)入社 ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社 (現ユニテッド株式会社) 入社 株式会社TORICO 入社 グルーボン・ジャパン株式会社 入社 株式会社大洋システムテクノロジー入社 当社入社 営業マネージャー 執行役員CFO就任 執行役員社長室長就任 取締役執行役員社長室長就任 (現任)	(注) 3	300
取締役	執行役員 CIO	吉村 真弥	昭和48年 11月13日	平成10年4月 平成19年4月 平成19年4月 平成19年4月 平成20年2月 平成22年4月 平成26年10月	日本ユニシス株式会社入社 当社取締役CIO就任 イノベーションキッチン株式会社取締役CTO就任 北海道大学大学院 非常勤講師 当社取締役退任 当社執行役員CIO就任 筑波大学大学院 非常勤講師 取締役執行役員CIO就任 (現任)	(注) 3	72,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	執行役員 CFO	横溝 大介	昭和50年 5月15日	平成12年11月 平成18年11月 平成21年2月 平成21年7月 平成22年10月 平成24年4月 平成24年12月 平成25年9月 平成26年1月 平成26年2月 平成26年8月 平成26年9月	TAC株式会社入社 SBIペリトランス株式会社(現ペリトランス株式会社)入社 株式会社インタースパイア(現ユナイテッド株式会社)入社 同社内部監査室長 グルーボン・ジャパン株式会社入社 管理本部 マネージャー 同社法務部長 同社法務部長兼コンプライアンス部長 同社法務部長兼コンプライアンス部長兼審査部長 当社入社 管理部長 当社経営管理部長 当社執行役員CFO 当社取締役執行役員CFO就任(現任)	(注) 3	300
取締役	—	北城 格太郎	昭和19年 4月21日	昭和42年4月 平成5年1月 平成11年12月 平成15年4月 平成19年4月 平成19年5月 平成21年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 同社代表取締役社長就任 IBMアジア・パシフィックプレジデント兼日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長就任 経済同友会代表幹事就任 経済同友会終身幹事(現任) 日本アイ・ビー・エム株式会社 最高顧問 当社取締役就任(現任)	(注) 3	133,680
取締役	—	本多 央輔	昭和49年 7月14日	平成8年4月 平成16年4月 平成19年4月 平成19年9月	三菱商事株式会社入社 Apax Globis Partners(現Globis Capital Partners) プリンシパル兼経営執行委員会メンバー DCM入社 パートナー・日本共同代表 当社取締役就任(現任)	(注) 5	—
常勤 監査役	—	浅海 直樹	昭和25年 8月29日	昭和48年4月 平成16年6月 平成19年6月 平成22年6月 平成25年7月 平成26年2月	株式会社三井銀行入行(現株式会社三井住友銀行) 株式会社アールシーコア監査役就任 大和SMBCキャピタル株式会社(現SMBCベンチャーキャピタル株式会社) 監査役就任 室町殖産株式会社監査役就任 一般社団法人先端技術産業戦略推進機構参与就任 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	—	三木 雄信	昭和47年 11月30日	平成7年4月 平成10年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成18年5月 平成18年10月 平成18年12月 平成19年6月 平成20年3月 平成21年9月 平成22年1月 平成24年10月 平成26年6月	三菱地所株式会社入社 ソフトバンク株式会社入社 同社社長室長就任 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 監査役就任 ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長就任(現任) Movability株式会社代表取締役社長就任(現任) トライオン株式会社代表取締役就任(現任) 株式会社アドウェイズ取締役就任(現任) 当社取締役就任 株式会社ウイングル(現株式会社LITALICO)取締役就任(現任) 日本年金機構非常勤理事就任(現任) 当社監査役就任(現任) ソフトバンク・テクノロジー株式会社取締役就任(現任)	(注) 4	3,393

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	—	柿本 謙二	昭和42年 5月4日	平成元年10月	サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所	(注) 4	—
				平成5年11月	公認会計士登録		
				平成11年10月	株式会社ファンコミュニケーションズ監査役就任（現任）		
				平成15年4月	株式会社アイピービー設立 代表取締役就任（現任）		
				平成16年3月	税理士登録		
				平成18年10月	株式会社アルデプロ監査役就任		
				平成26年5月	当社監査役就任（現任）		
計							427,773

- (注) 1. 取締役の北城格太郎は、社外取締役であります。
2. 監査役の浅海直樹及び柿本謙二は、社外監査役であります。
3. 平成26年10月10日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成26年10月10日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役の本多央輔は、社外取締役であります。なお、上場日前日である平成26年12月18日付で退任を予定しております。
6. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりです。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数
六川 浩明	昭和38年6月10日	平成9年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	—
		平成9年4月	堀総合法律事務所	
		平成14年5月	Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）	
		平成19年3月	東京青山・青木・粕Baker&McKenzie法律事務所	
		平成19年4月	首都大学東京・産業技術大学院大学講師（現任）	
		平成20年6月	小笠原六川国際総合法律事務所（現任）	
		平成20年10月	高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校講師	
		平成21年3月	株式会社船井財産コンサルタンツ（現株式会社青山財産ネットワークス）社外監査役就任（現任）	
		平成21年4月	成城大学法学部講師	
		平成22年12月	株式会社夢真ホールディングス社外監査役就任（現任）	
		平成23年6月	SBIモーゲージ株式会社社外取締役就任（現任）	
		平成25年1月	株式会社システムソフト社外監査役就任（現任）	
平成25年4月	東海大学大学院実務法学研究科教授（現任）			
平成25年10月	早稲田大学文化構想学部講師（現任）			

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

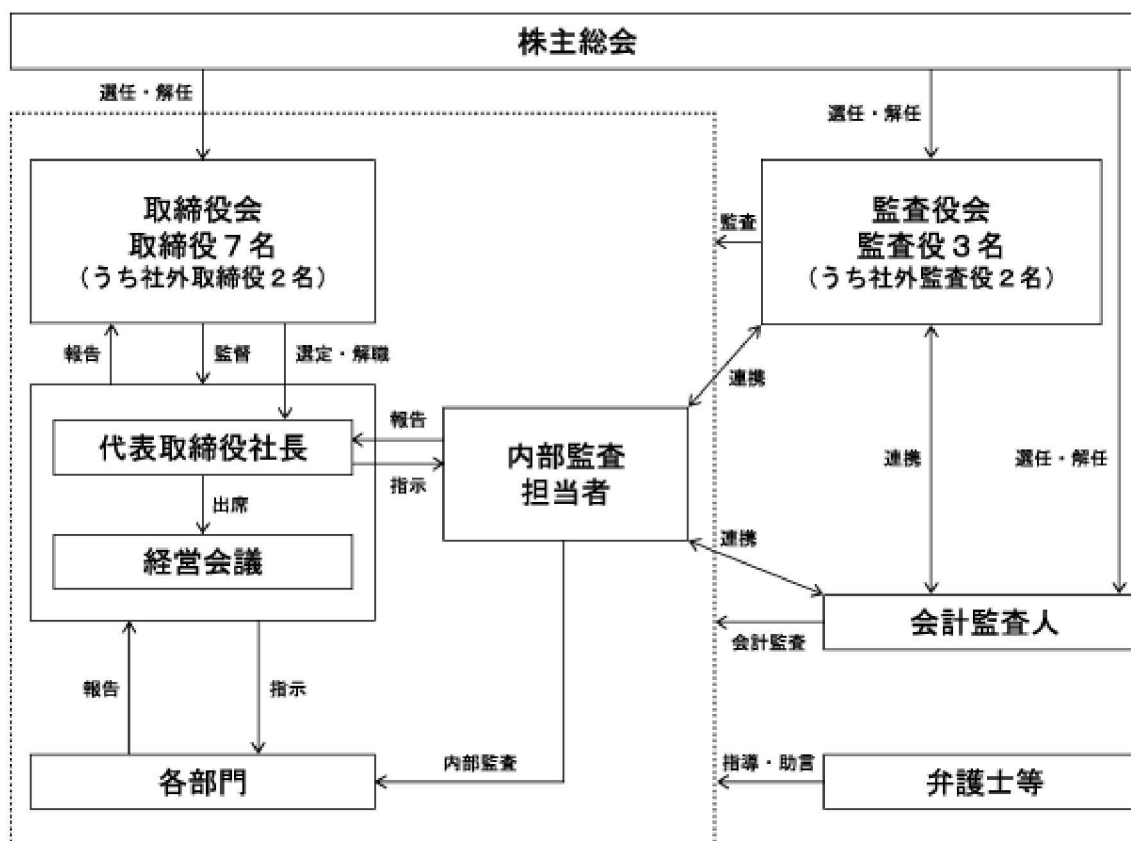
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営が効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、その目的である「経営に対する監視機能」「効率的経営による収益体制の強化」「経営内容の健全性」を実現するとともに、経営上の重要課題と考えております。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は以下のとおりであります。



当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。当社は社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、当該制度を採用しております。

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、当社の社外取締役である本多央輔は上場日前日である平成26年12月18日付で退任を予定しております。

経営会議は、代表取締役社長、常勤取締役4名及び代表取締役が指名する者で構成され、常勤監査役も出席しております。原則として毎月1回開催し、「経営会議規程」及びその他社内規程に定められた事項の決定をしております。経営会議の構成員は、業務執行状況を報告するとともに、関係法令に抵触する可能性のある事項がある場合は、必ず経営会議に報告しております。

b. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するために、各種規程類を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。監査役による監査に加え、各種規程類の遵守状況と内部統制システムが有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長が上場企業での内部監査の経験のある内部監査担当者を任命し、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

また、当社は、平成26年6月25日の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

c. リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営管理部長が中心となり取締役・監査役・内部監査担当者・各部門責任者と密な連携をとりながら必要に応じて経営会議等で協議し、その対応を決定しております。

また、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士等より、経営全般にわたっての助言を受けております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には経営管理部長を内部管理責任者として定め、相互チェックが可能な体制にて運用しております。

監査役監査につきましては、銀行経営者や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有し、コーポレート・ガバナンスに精通した者を常勤監査役として選任しているほか、会社の経営者や公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、企業リスクに精通した者を非常勤の社外監査役に選任しており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。

また、監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者が常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受けるほか、適宜意見交換を行っております。

④ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。平成26年6月期における当社の監査体制は、以下のとおりです。当社と同監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はありません。なお、継続監査年数は7年以内のため、年数の記載を省略しております。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	補助者の構成	
指定有限責任社員	百井 俊次	新日本有限責任監査法人	公認会計士	4名
指定有限責任社員	長南 伸明		その他	5名

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名それぞれ選任しております。

当社では社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づいて、経営に対する独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督をしております。

社外取締役である北城格太郎は当社株式を133,680株及び当社新株予約権2,100株相当分（有価証券届出書提出日現在、発行済株式総数の7.95%）を保有しております。また、社外取締役である本多央輔は当社新株予約権300株相当分を保有しております。これ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。なお、社外取締役である本多央輔は上場日前日である平成26年12月18日付で退任を予定しております。

社外監査役である浅海直樹は当社新株予約権3,000株相当分を保有しております。また、社外監査役である柿本謙二は当社新株予約権600株相当分を保有しております。

これ以外に社外取締役及び社外監査役との当社との間に特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

なお、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から字別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

⑥ 役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	17,999	17,999	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	1,200	1,200	—	—	—	1
社外役員	3,200	3,200	—	—	—	3

b. 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で承認された範囲内において、取締役会で個別の額の決定を行うものであります。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑪ 責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
3,000	—	7,000	1,500

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度及び最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等に関する指導助言業務に対するものであります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、監査日数、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案して、適切に決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年7月1日から平成25年6月30日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年7月1日から平成25年6月30日まで)及び当事業年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についても適確に対応することができる体制を整備するため、外部研修等への参加や社内研修を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	154,943	105,304
売掛金	57,686	111,138
前払費用	7,569	7,097
その他	3,706	2,176
貸倒引当金	△1,756	△2,707
流動資産合計	222,149	223,009
固定資産		
有形固定資産		
建物	748	3,437
減価償却累計額	△83	△401
建物（純額）	665	3,035
工具、器具及び備品	30,099	38,955
減価償却累計額	△21,895	△26,457
工具、器具及び備品（純額）	8,204	12,497
リース資産	—	4,738
減価償却累計額	—	△263
リース資産（純額）	—	4,475
有形固定資産合計	8,869	20,008
無形固定資産		
ソフトウェア	32,898	25,512
無形固定資産合計	32,898	25,512
投資その他の資産		
長期前払費用	225	121
差入保証金	3,225	3,245
投資その他の資産合計	3,450	3,366
固定資産合計	45,218	48,887
資産合計	267,367	271,897

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,260	44,152
1年内返済予定の長期借入金	—	15,000
リース債務	—	1,652
未払金	7,847	6,326
未払費用	5,287	6,144
未払法人税等	1,192	1,102
未払消費税等	3,151	4,831
前受金	12	2,425
預り金	2,470	2,038
流動負債合計	34,222	83,672
固定負債		
長期借入金	—	28,750
リース債務	—	3,225
繰延税金負債	272	558
資産除去債務	756	1,733
固定負債合計	1,029	34,268
負債合計	35,251	117,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	332,497	342,720
資本剰余金		
資本準備金	329,497	339,720
資本剰余金合計	329,497	339,720
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△429,878	△528,484
利益剰余金合計	△429,878	△528,484
株主資本合計	232,116	153,956
純資産合計	232,116	153,956
負債純資産合計	267,367	271,897

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成26年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	199,827
売掛金	123,240
その他	12,348
貸倒引当金	△2,502
流動資産合計	332,915
固定資産	
有形固定資産	18,690
無形固定資産	29,215
投資その他の資産	3,712
固定資産合計	51,619
資産合計	384,534
負債の部	
流動負債	
買掛金	48,765
1年内返済予定の長期借入金	15,000
未払法人税等	2,069
その他	24,101
流動負債合計	89,936
固定負債	
長期借入金	25,000
資産除去債務	1,739
その他	5,760
固定負債合計	32,499
負債合計	122,436
純資産の部	
株主資本	
資本金	388,461
資本剰余金	385,461
利益剰余金	△511,825
株主資本合計	262,097
純資産合計	262,097
負債純資産合計	384,534

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	275,340	555,448
売上原価	181,785	438,417
売上総利益	93,554	117,030
販売費及び一般管理費	※1, ※2 113,226	※1, ※2 213,666
営業損失 (△)	△19,671	△96,636
営業外収益		
受取利息	107	36
為替差益	239	48
その他	8	95
営業外収益合計	355	181
営業外費用		
支払利息	—	248
その他	—	428
営業外費用合計	—	677
経常損失 (△)	△19,316	△97,132
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 896
特別損失合計	—	896
税引前当期純損失 (△)	△19,316	△98,029
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	272	286
法人税等合計	562	576
当期純損失 (△)	△19,878	△98,606

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)		当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 仕入		37,588	19.0	268,658	61.2
II 労務費		69,661	35.1	83,133	19.0
III 経費	※1	90,964	45.9	86,625	19.8
当期総費用		198,214	100.0	438,417	100.0
他勘定振替高	※2	16,428		—	
当期売上原価		181,785		438,417	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	47,506	39,122
減価償却費	11,072	14,103

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	16,428	—

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
売上高	210,838
売上原価	134,691
売上総利益	76,146
販売費及び一般管理費	56,029
営業利益	20,117
営業外収益	
受取利息	9
為替差益	193
その他	3
営業外収益合計	206
営業外費用	
支払利息	299
株式公開費用	2,000
営業外費用合計	2,299
経常利益	18,024
税引前四半期純利益	18,024
法人税、住民税及び事業税	1,383
法人税等調整額	△17
法人税等合計	1,365
四半期純利益	16,658

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	332,497	329,497	329,497	△409,999	△409,999	251,994	251,994
当期変動額							
当期純損失(△)				△19,878	△19,878	△19,878	△19,878
当期変動額合計	—	—	—	△19,878	△19,878	△19,878	△19,878
当期末残高	332,497	329,497	329,497	△429,878	△429,878	232,116	232,116

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	332,497	329,497	329,497	△429,878	△429,878	232,116	232,116
当期変動額							
新株の発行	10,223	10,223	10,223			20,446	20,446
当期純損失(△)				△98,606	△98,606	△98,606	△98,606
当期変動額合計	10,223	10,223	10,223	△98,606	△98,606	△78,159	△78,159
当期末残高	342,720	339,720	339,720	△528,484	△528,484	153,956	153,956

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△19,316	△98,029
減価償却費	12,415	16,411
長期前払費用償却額	86	104
固定資産除却損	—	896
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△148	950
受取利息	△107	△36
支払利息	—	248
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,229	△53,451
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,670	29,892
未払金の増減額 (△は減少)	5,988	△1,520
未払費用の増減額 (△は減少)	2,821	856
前受金の増減額 (△は減少)	△25	2,412
前払費用の増減額 (△は増加)	△6,177	471
預り金の増減額 (△は減少)	△1,741	△432
未払消費税等の増減額 (△は減少)	574	2,087
その他	△1,672	1,454
小計	△6,861	△97,684
利息及び配当金の受取額	107	36
利息の支払額	—	△248
法人税等の支払額	△290	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,044	△98,186
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,521	△12,560
無形固定資産の取得による支出	△16,428	△2,800
敷金及び保証金の差入による支出	△1,783	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,732	△15,380

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	45,000
長期借入金の返済による支出	—	△1,250
リース債務の返済による支出	—	△268
株式の発行による収入	—	20,446
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	63,928
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△33,777	△49,638
現金及び現金同等物の期首残高	188,720	154,943
現金及び現金同等物の期末残高	※1 154,943	※1 105,304

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権がある場合については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権がある場合については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年6月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
役員報酬	15,292千円	22,399千円
給与手当	36,161 "	85,851 "
採用教育費	10,511 "	7,245 "
法定福利費	6,223 "	13,328 "
旅費交通費	6,200 "	5,884 "
貸倒引当金繰入額	△148 "	950 "
減価償却費	941 "	1,155 "
おおよその割合		
販売費	41.7%	47.0%
一般管理費	58.3%	53.0%

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
	6,085千円	12,544千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
工具、器具及び備品	- 千円	896千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	320,962	-	-	320,962
B種優先株式(株)	111,454	-	-	111,454

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	320,962	4,627	-	325,589
B種優先株式(株)	111,454	-	-	111,454

(変動事由の概要)

発行済株式の増加4,627株は、第三者割当による新株の発行による増加4,627株であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金	154,943千円	105,304千円
現金及び現金同等物	154,943千円	105,304千円

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

サーバー機器（「工具、器具及び備品」）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信限度額管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。営業債務は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	154,943	154,943	-
(2) 売掛金	57,686		
貸倒引当金(※1)	△1,756		
	55,930	55,930	-
資産計	210,873	210,873	-
(1) 買掛金	14,260	14,260	-
負債計	14,260	14,260	-

(※1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	154,913	-	-	-
売掛金	57,686	-	-	-
合計	212,600	-	-	-

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信限度額管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後3年内であります。これら営業債務、借入金は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	105,304	105,304	-
(2) 売掛金	111,138		
貸倒引当金(※1)	△2,707		
	108,431	108,431	-
資産計	213,735	213,735	-
(1) 買掛金	44,152	44,152	-
(2) 長期借入金(※2)	43,750	43,750	-
負債計	87,902	87,902	-

(※1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

変動金利による借入れであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	105,277	-	-	-
売掛金	111,138	-	-	-
合計	216,415	-	-	-

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	15,000	15,000	13,750	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(第1回)

決議年月日	平成20年11月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名 当社従業員5名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式50,520株
付与日	平成20年11月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年11月20日～平成30年11月19日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第3回)

決議年月日	平成20年11月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員8名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式16,500株
付与日	平成21年11月18日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年11月19日～平成30年11月18日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第4回)

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名 当社従業員2名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式7,500株
付与日	平成24年11月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年11月28日～平成34年11月27日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第5回)

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員1名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式2,550株
付与日	平成25年2月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年2月28日～平成35年2月27日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第6回)

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員1名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式1,500株
付与日	平成25年5月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年5月30日～平成35年5月29日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

(第1回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前事業年度末	46,320
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	46,320

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第3回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前事業年度末	11,700
権利確定	—
権利行使	—
失効	300
未行使残	11,400

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第4回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	7,500
失効	1,500
権利確定	—
未確定残	6,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第5回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	2,550
失効	—
権利確定	—
未確定残	2,550
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第6回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	1,500
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,500
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

(第1回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利行使価格(円)	646
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第3回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利行使価格(円)	646
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第4回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利行使価格(円)	1,182
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第5回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利行使価格(円)	1,182
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第6回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利行使価格(円)	1,182
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開企業であるため、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値見積もり方法はDCF方式と純資産価額方式の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

30,918千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(第1回)

決議年月日	平成20年11月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式50,520株
付与日	平成20年11月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年11月20日～平成30年11月19日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第3回)

決議年月日	平成20年11月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員8名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式16,500株
付与日	平成21年11月18日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年11月19日～平成30年11月18日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第4回)

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名 当社従業員2名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式7,500株
付与日	平成24年11月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年11月28日～平成34年11月27日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第5回)

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員1名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式2,550株
付与日	平成25年2月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年2月28日～平成35年2月27日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第6回)

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員1名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式1,500株
付与日	平成25年5月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年5月30日～平成35年5月29日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第7回)

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員12名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式8,100株
付与日	平成25年11月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年11月21日～平成35年11月20日

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

(第1回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前事業年度末	46,320
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	46,320

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第3回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前事業年度末	11,400
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	11,400

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第4回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	6,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	6,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第5回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	2,550
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	2,550
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第6回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	1,500
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,500
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(第7回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	8,100
失効	—
権利確定	—
未確定残	8,100
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

① 単価情報
(第1回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利行使価格（円）	646
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第3回)

決議年月日	平成20年11月18日
権利行使価格（円）	646
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第4回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利行使価格（円）	1,182
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第5回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利行使価格(円)	1,182
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第6回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利行使価格(円)	1,182
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

(第7回)

決議年月日	平成24年11月27日
権利行使価格(円)	1,182
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成26年11月10日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開企業であるため、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値見積り方法はDCF方式と純資産価額方式の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

53,022千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	511千円
資産除去債務	269 〃
税務上の繰越欠損金	150,835 〃
繰延税金資産小計	151,616千円
評価性引当額	△151,616 〃
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	272 〃
繰延税金負債合計	272 〃
繰延税金負債純額	272千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	965千円
資産除去債務	617 〃
税務上の繰越欠損金	184,382 〃
繰延税金資産小計	185,965千円
評価性引当額	△185,965 〃
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	558 〃
繰延税金負債合計	558 〃
繰延税金負債純額	558千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

これによる影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

前事業年度(平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年6月30日)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度(平成25年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(平成26年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度(平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

当社は、「インターネットマーケティング支援事業」のみであり、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社は、「インターネットマーケティング支援事業」のみであり、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	金額
京セラコミュニケーションシステム(株)	37,148

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	金額
(株)リクルート住まいカンパニー	92,685
(株)ニッセン	88,792
京セラコミュニケーションシステム(株)	73,945
楽天(株)	63,704

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 関連会社に関する事項

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 関連会社に関する事項

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉井 伸一郎	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 16.65	債務被保 証	地代家賃 支払に対 する債務 被 保 証 (注2)	9,556	—	—

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 当社は事務所の賃借料に対して、代表取締役社長 吉井伸一郎の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉井 伸一郎	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 16.47	債務被保 証	地代家賃 支払に対 する債務 被 保 証 (注2)	9,556	—	—
							当社銀行 借入に対 する債務 被 保 証 (注3)	43,750	—	—

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 当社は事務所の賃借料に対して、代表取締役社長 吉井伸一郎の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

(注3) 当社は、金融機関からの借入れに対して、その保証を受けるため、代表取締役社長 吉井伸一郎より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)		当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	
1株当たり純資産額	△122.50円	1株当たり純資産額	△168.97円
1株当たり当期純損失金額(△)	△12.18円	1株当たり当期純損失金額(△)	△60.43円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり純資産額に関しては、当社の発行済B種優先株式が普通株式よりも配当請求権が優先的な株式のため、純資産の部の合計額よりB種優先株式の発行価額の合計額を控除して算出しております。
4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
損益計算書上の当期純損失(△)(千円)	△19,878	△98,606
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△19,878	△98,606
普通株式の期中平均株式数(株)	1,631,610	1,631,757
うち普通株式数(株)	962,886	963,033
うちB種優先株式(株)	668,724	668,724
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数22,590個)これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類(新株予約権の数25,290個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成26年6月25日開催の臨時株主総会及び平成26年7月30日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権を付与いたしました。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 53,531個

(2) 新株予約権の権利行使価格

金銭の払込を要しないこととする。

(3) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1株につき 4,419円

(4) 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額

236,553,489円

(5) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額

1株につき 2,209.5円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額

118,276,744円

(7) 新株予約権の割当日

平成26年7月31日

(8) 新株予約権を発行する理由

当社取締役及び従業員が当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより当社の健全な成長を図ることを目的としております。

2. ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成26年6月25日開催の臨時株主総会及び平成26年9月24日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権を付与いたしました。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,000個

(2) 新株予約権の権利行使価格

金銭の払込を要しないこととする

(3) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1株につき 4,419円

(4)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額
8,838,000円

(5)新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額
1株につき 2,209.5円

(6)新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額
4,419,000円

(7)新株予約権の割当日
平成26年9月25日

(8)新株予約権を発行する理由

当社取締役が当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより当社の健全な成長を図ることを目的としております。

3. 第三者割当増資

当社は、平成26年8月27日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当増資について決議し、平成26年8月29日に払込が完了いたしました。

(1) 発行する株式の種類及び数
普通株式 20,702株

(2) 発行価額
1株につき 4,419円

(3) 発行総額
91,482,138円

(4) 発行価額のうち資本へ組入れる額
1株につき 2,209.5円

(5) 資本組入額の総額
45,741,069円

(6) 払込期日
平成26年8月29日

(7) 資金用途

自己資本の増強を図り、財務基盤を再構築することで営業基盤を拡充し、経常運転資金及び新しい顧客開拓のための人員増強等に係わる費用に充当する予定であります。

(8) 割当先

ソフトバンク・テクノロジー株式会社及び個人5名

4. B種株式の普通株式への転換並びに自己株式(B種株式)の消却

当社が発行するB種株式のすべてについて、B種株主の取得請求権行使により、平成26年10月10日付で普通株式への転換が終了しております。

B種株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

B種株式	111,454株
------	----------

(2) 転換により増加した普通株式数	222,908株
--------------------	----------

(3) 増加後の発行済普通株式数	569,199株
------------------	----------

なお、転換とは取得請求権付種類株式であるB種株式の取得と引き換えに普通株式を交付することを意味しております。

また、平成26年10月10日開催の取締役会においては、取得した自己株式（B種株式）について、会社法第178条の規定に基づき消却を行う事を決議し、同日付で消却を行っております。

5. 株式分割

当社は、平成26年10月22日開催の取締役会決議に基づき、平成26年11月10日付で株式分割を実施いたしました。

a. 株式分割の目的

投資家の利便性向上ひいては当社株式の流動性向上を図るため、株式の分割を実施するものであります。

b. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年11月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記載された株主の所有する株式を1株につき3株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 : 569,199株

今回の分割により増加する株式数 : 1,138,398株

株式分割後の発行済株式総数 : 1,707,597株

株式分割後の発行可能株式総数 : 6,830,388株

(3) 分割の日程

基準日 : 平成26年11月10日

効力発生日 : 平成26年11月10日

c. 1株当たり情報に及ぼす影響

(1株当たり情報)に記載されております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	5,160千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「インターネットマーケティング支援事業」のみであり、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	9.99円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	16,658
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	16,658
普通株式の期中平均株式数(株)	1,667,768
うち普通株式数(株)	999,044
うちB種株式数(株)	668,724
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成26年7月30日及び平成26年9月24日取締役会による新株予約権（新株予約権の数55,031個）なお、概要は「第4 提出会社の状況1 株式の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。

2. 当社は平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. B種株式の普通株式への転換並びに自己株式(B種株式)の消却

当社が発行するB種株式のすべてについて、B種株主の取得請求権行使により、平成26年10月10日付で普通株式への転換が終了しております。

B種株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

B種株式 111,454株

(2) 転換により増加した普通株式数 222,908株

(3) 増加後の発行済普通株式数 569,199株

なお、転換とは取得請求権付種類株式であるB種株式の取得と引き換えに普通株式を交付することを意味しております。

また、平成26年10月10日開催の取締役会においては、取得した自己株式（B種株式）について、会社法第178条の規定に基づき消却を行う事を決議し、同日付で消却を行っております。

2. 株式分割

当社は、平成26年10月22日開催の取締役会決議に基づき、平成26年11月10日付で株式分割を実施いたしました。

a. 株式分割の目的

投資家の利便性向上ひいては当社株式の流動性向上を図るため、株式の分割を実施するものであります。

b. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年11月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記載された株主の所有する株式を1株につき3株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 : 569,199株

今回の分割により増加する株式数 : 1,138,398株

株式分割後の発行済株式総数 : 1,707,597株

株式分割後の発行可能株式総数 : 6,830,388株

(3) 分割の日程

基準日 : 平成26年11月10日

効力発生日 : 平成26年11月10日

c. 1株当たり情報に及ぼす影響

(1株当たり情報)に記載されております。

⑤ 【附属明細表】（平成26年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	748	2,688	-	3,437	401	318	3,035
工具、器具及び備品	30,099	10,132	1,276	38,955	26,457	5,642	12,497
リース資産	-	4,738	-	4,738	263	263	4,475
有形固定資産計	30,847	17,560	1,276	47,131	27,122	6,224	20,008
無形固定資産							
ソフトウェア	50,360	2,800	-	53,160	27,647	10,186	25,512
無形固定資産計	50,360	2,800	-	53,160	27,647	10,186	25,512
長期前払費用	225	-	104	121	-	-	121

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	サーバーの購入	8,941千円
リース資産	サーバーの購入	4,738千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェアの購入	2,800千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	15,000	2.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,652	4.4	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	28,750	2.4	平成28年7月1日～ 平成29年5月22日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	3,225	4.4	平成28年7月1日～ 平成29年4月30日
合計	-	48,628	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	15,000	13,750	-	-
リース債務	1,727	1,498	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,756	2,707	-	1,756	2,707

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度末における負債及び純資産額の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成26年6月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	27
預金	
普通預金	105,277
計	105,277
合計	105,304

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
京セラコミュニケーションシステム(株)	26,746
(株)ニッセン	20,411
(株)リクルート住まいカンパニー	13,553
楽天(株)	10,313
(株)サイバー・コミュニケーションズ	6,965
その他	33,147
合計	111,138

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
57,686	591,249	537,798	111,138	82.9	52.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 買掛金

相手先	金額(千円)
京セラコミュニケーションシステム(株)	36,898
(株)クラフト	2,376
ソネット・メディア・ネットワークス(株)	1,485
その他	3,392
合計	44,152

④ 長期借入金

区分	金額(千円)
(株)三井住友銀行	43,750
合計	43,750

(注) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金15,000千円が含まれております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 6月30日、毎年 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料（注）1
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.scigineer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集の割当てを及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の住所又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年9月9日	サイジニア従業員持株会 理事長 松島 学	東京都品川区大井一丁目24番2号 ミヤタビル4F	当社従業員持株会	横溝 大介	埼玉県さいたま市南区	特別利害関係者等(当社取締役)	100	—	役員就任に伴う従業員持株会からの退会
平成26年10月7日	三菱商事株式会社 代表取締役社長 小林 健	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	ソフトバンク株式会社 代表取締役社長 孫 正義	東京都港区東新橋一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	77,740	343,533,060 (4,419)	所有者の事情による
平成26年10月9日	—	—	—	DCM V, L.P	2420 San hill Road, Suite200 MenloPark, CA USA	特別利害関係者等(大株主上位10位)	217,600	—	B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成26年10月31日	サイジニア従業員持株会 理事長 松島 学	東京都品川区大井一丁目24番2号 ミヤタビル4F	当社従業員持株会	吉村 真弥	東京都荒川区	特別利害関係者等(当社取締役)	200	—	役員就任に伴う従業員持株会からの退会
平成26年10月31日	サイジニア従業員持株会 理事長 松島 学	東京都品川区大井一丁目24番2号 ミヤタビル4F	当社従業員持株会	木戸 貴司	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役)	100	—	役員就任に伴う従業員持株会からの退会

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするかとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするかとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるかとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるかとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、分割前の移動株式数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	平成26年6月27日	平成26年8月29日
種類	普通株式	普通株式
発行数	4,627株	20,702株
発行価格	4,419円（注）5	4,419円（注）5
資本組入額	2,209.5円	2,209.5円
発行価額の総額	20,446,713円	91,482,138円
資本組入額の総額	10,223,357円	45,741,069円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成24年11月28日	平成25年2月28日	平成25年5月30日
種類	第4回新株予約権 （ストック・オプション）	第5回新株予約権 （ストック・オプション）	第6回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 2,500株	普通株式 850株	普通株式 500株
発行価格	3,545円（注）5	3,545円（注）5	3,545円（注）5
資本組入額	1,772.5円	1,772.5円	1,772.5円
発行価額の総額	8,862,500円	3,013,250円	1,772,500円
資本組入額の総額	4,431,250円	1,506,625円	886,250円
発行方法	平成24年11月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成24年11月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成24年11月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成25年11月21日	平成26年7月31日	平成26年9月25日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権(い) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 2,700株	普通株式 53,531株	普通株式 2,000株
発行価格	3,545円 (注) 5	4,419円 (注) 5	4,419円 (注) 5
資本組入額	1,772.5円	2,209.5円	2,209.5円
発行価額の総額	9,571,500円	236,553,489円	8,838,000円
資本組入額の総額	4,785,750円	118,276,745円	4,419,000円
発行方法	平成24年11月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成26年6月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成26年6月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3, 4	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規定施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前の日より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除きます。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。)の割当てを含みます。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含みます。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出されるものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(行使等により取得する株式等を含みます。)を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。

5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF方式等により算定した価格を参考として、決定しております。
6. 第4回新株予約権は、退職により従業員1名500株分の権利が喪失しております。
7. 第7回新株予約権は、退職により従業員1名100株分の権利が喪失しております。
8. 第8回新株予約権は、退職により従業員1名500株分の権利が喪失しております。
9. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	3,545円	3,545円
行使期間	平成26年11月28日から 平成34年11月27日まで	平成27年2月28日から 平成35年2月27日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

項目	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	3,545円	3,545円
行使期間	平成27年5月30日から 平成35年5月29日まで	平成27年11月21日から 平成35年11月20日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	4,419円	4,419円
行使期間	平成28年7月31日から 平成36年7月30日まで	平成28年9月25日から 平成36年9月24日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

10. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社アドウェイズ 代表取締役社長CEO 岡村 陽久 資本金 1,489百万円	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38階	インターネット 広告代理店	2,262	9,995,778 (4,419)	取引先
サイジニア 従業員持株会 理事長 松島 学	東京都品川区大井一丁目24番2号 ミヤタビル4F	従業員持株会	1,234	5,453,046 (4,419)	当社従業員持株会
松田 竹生	116 Kim Seng Road, Singapore	会社役員	1,131	4,997,889 (4,419)	社外協力者

(注) 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ソフトバンク・テクノロジー株式会社 代表取締役社長CEO 阿多 親市 資本金 636百万円	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	システム開発	9,052	40,000,788 (4,419)	—
重松 理	東京都世田谷区	会社役員	4,444	19,638,036 (4,419)	—
岩城 哲哉	東京都杉並区	会社役員	4,444	19,638,036 (4,419)	—
福岡 裕高 (注) 1	東京都世田谷区	会社役員	1,131	4,997,889 (4,419)	特別利害関係者等 (当社取締役)
三木 雄信	東京都目黒区	会社役員	1,131	4,997,889 (4,419)	特別利害関係者等 (当社監査役)
福井 敦	東京都目黒区	会社役員	500	2,209,500 (4,419)	特別利害関係者等 (当社取締役)

- (注) 1. 平成26年9月9日開催の定時株主総会において任期満了に伴い当社取締役を退任しております。
2. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福岡 裕高 (注) 2	東京都世田谷区	会社役員	1,500	5,317,500 (3,545)	特別利害関係者等 (当社取締役)
入口 吉信	東京都品川区	会社員	500	1,772,500 (3,545)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。
 2. 平成26年9月9日開催の定時株主総会において任期満了に伴い当社取締役を退任しております。
 3. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福井 敦 (注) 1	東京都目黒区	会社員	850	3,013,250 (3,545)	当社従業員

- (注) 1. 福井敦は平成26年1月28日開催の臨時株主総会において、取締役を選任されており、有価証券届出書提出日現在において、特別利害関係者等であります。
 2. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
木戸 貴司 (注) 1	東京都港区	会社員	500	1,772,500 (3,545)	当社従業員

- (注) 1. 木戸貴司は平成26年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役を選任されており、有価証券届出書提出日現在において、特別利害関係者等であります。
 2. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福井 敦	東京都目黒区	会社員	700	2,481,500 (3,545)	特別利害関係者等 (当社取締役)
木戸 貴司 (注) 2	東京都港区	会社員	300	1,063,500 (3,545)	当社従業員
谷島 貴弘	東京都江東区	会社員	300	1,063,500 (3,545)	当社従業員
横溝 大介 (注) 3	埼玉県さいたま市南区	会社員	300	1,063,500 (3,545)	当社従業員
西本 佑美	神奈川県川崎市中原区	会社員	200	709,000 (3,545)	当社従業員
矢野 覚司	神奈川県川崎市中原区	会社員	200	709,000 (3,545)	当社従業員
近田 夕里江	神奈川県相模原市南区	会社員	200	709,000 (3,545)	当社従業員
入口 吉信	東京都品川区	会社員	100	354,500 (3,545)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
今村 寛子	東京都品川区	会社員	100	354,500 (3,545)	当社従業員
松本 拓也	東京都品川区	会社員	100	354,500 (3,545)	当社従業員
本橋 且規	東京都足立区	会社員	100	354,500 (3,545)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。
2. 木戸貴司は平成26年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役を選任されており、有価証券届出書提出日現在において特別利害関係者等であります。
3. 横溝大介は平成26年9月9日開催の定時株主総会において、取締役を選任されており、有価証券届出書提出日現在において特別利害関係者等であります。
4. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福井 敦	東京都目黒区	会社役員	14,000	61,866,000 (4,419)	特別利害関係者等 (当社取締役)
木戸 貴司 (注) 2	東京都港区	会社員	9,000	39,771,000 (4,419)	当社従業員
吉井 伸一郎	東京都杉並区	会社役員	3,000	13,257,000 (4,419)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
吉村 真弥 (注) 3	東京都荒川区	会社員	3,000	13,257,000 (4,419)	当社従業員
寒河江 道博	東京都大田区	会社員	3,000	13,257,000 (4,419)	当社従業員
谷島 貴弘	東京都江東区	会社員	3,000	13,257,000 (4,419)	当社従業員
横溝 大介 (注) 4	埼玉県さいたま市 南区	会社役員	3,000	13,257,000 (4,419)	当社従業員
山村 周平	神奈川県藤沢市	会社員	3,000	13,257,000 (4,419)	当社従業員
松田 竹生	116 Kim Seng Road, Singapore	会社役員	1,131	4,997,889 (4,419)	社外協力者
西本 佑美	神奈川県川崎市中 原区	会社員	1,000	4,419,000 (4,419)	当社従業員
三木 雄信	東京都目黒区	会社役員	1,000	4,419,000 (4,419)	特別利害関係者等 (当社監査役)
福岡 裕高 (注) 5	東京都世田谷区	会社役員	1,000	4,419,000 (4,419)	特別利害関係者等 (当社取締役)
矢野 覚司	神奈川県川崎市中 原区	会社員	1,000	4,419,000 (4,419)	当社従業員
浅海 直樹	神奈川県藤沢市	会社役員	1,000	4,419,000 (4,419)	特別利害関係者等 (当社監査役)
松島 学	千葉県市川市	会社員	1,000	4,419,000 (4,419)	当社従業員
近田 夕里江	神奈川県相模原市 南区	会社員	500	2,209,500 (4,419)	当社従業員
本橋 且規	東京都足立区	会社員	500	2,209,500 (4,419)	当社従業員
北村 哲也	東京都杉並区	会社員	500	2,209,500 (4,419)	当社従業員
小林 篤史	東京都品川区	会社員	500	2,209,500 (4,419)	当社従業員
入口 吉信	東京都品川区	会社員	300	1,325,700 (4,419)	当社従業員
浅利 光希	東京都大田区	会社員	300	1,325,700 (4,419)	当社従業員
今村 寛子	東京都品川区	会社員	300	1,325,700 (4,419)	当社従業員
西岡 君洋	神奈川県横浜市港 北区	会社員	300	1,325,700 (4,419)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
中嶋 浩子	東京都品川区	会社役員	300	1,325,700 (4,419)	社外協力者
柿本 謙二	東京都目黒区	会社役員	200	883,800 (4,419)	特別利害関係者等 (当社監査役)
松本 拓也	東京都品川区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
厚見 悠	東京都世田谷区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
土淵 健治	東京都大田区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
関本 聖美	東京都大田区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
佐野 博紀	東京都中野区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
船越 百合子	東京都新宿区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
河野 亮平	東京都武蔵野市	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
大池 迪香	東京都大田区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
田中 陽子	東京都板橋区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
岸本 啓太郎	神奈川県川崎市高津区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
佐藤 幸徳	東京都台東区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員
山田 茉智子	神奈川県横浜市青葉区	会社員	100	441,900 (4,419)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。
2. 木戸貴司は平成26年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役役に選任されており、有価証券届出書提出日現在において特別利害関係者等であります。
3. 吉村真弥は平成26年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役役に選任されており、有価証券届出書提出日現在において特別利害関係者等であります。
4. 横溝大介は平成26年9月9日開催の定時株主総会において、取締役役に選任されており、有価証券届出書提出日現在において特別利害関係者等であります。
5. 平成26年9月9日開催の定時株主総会において任期満了に伴い当社取締役を退任しております。
6. 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
横溝 大介	埼玉県さいたま市南区	会社役員	2,000	8,838,000 (4,419)	特別利害関係者等 (当社取締役)

- (注) 平成26年10月22日開催の取締役会決議により、平成26年11月10日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載の通りであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
DCM V,L.P. (注)2	2420 San hill Road, Suite200 Menlo park , CA USA	652,800	33.51
吉井 伸一郎 (注)1,2	東京都杉並区	255,600 (39,600)	13.12 (2.03)
ソフトバンク株式会社 (注)2	東京都港区東新橋一丁目9番1号	232,320	11.92
北城 恪太郎 (注)2,3	神奈川県横浜市青葉区	135,780 (2,100)	6.97 (0.11)
吉村 真弥 (注)2,3	東京都荒川区	85,800 (13,200)	4.40 (0.68)
寒河江 道博 (注)2,5	東京都大田区	85,200 (13,200)	4.37 (0.68)
京セラコミュニケーションシステム株式会社 (注)2	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6	82,086	4.21
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合 (注)2	東京都港区赤坂一丁目12番32号	77,400	3.97
RIP2号R&D投資組合 (注)2	東京都中央区銀座八丁目4番17号	77,400	3.97
福井 敦 (注)3	東京都目黒区	48,150 (46,650)	2.47 (2.39)
木戸 貴司 (注)3	東京都港区	29,700 (29,400)	1.52 (1.51)
ソフトバンク・テクノロジー株式会社 (注)2	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	27,156	1.39
三木 雄信 (注)4	東京都目黒区	17,313 (13,920)	0.89 (0.71)
横溝 大介 (注)3	埼玉県さいたま市南区	16,200 (15,900)	0.83 (0.82)
DCM AFFILIATES FUND V, L.P.	2420 San hill Road, Suite200 Menlo park , CA USA	15,924	0.82
重松 理	東京都世田谷区	13,332	0.68
岩城 哲哉	東京都杉並区	13,332	0.68
谷島 貴弘 (注)5	東京都江東区	12,300 (12,300)	0.63 (0.63)
福岡 裕高	東京都世田谷区	10,893 (7,500)	0.56 (0.38)
山村 周平 (注)5	神奈川県藤沢市	9,000 (9,000)	0.46 (0.46)
松田 竹生	116 Kim Seng Road, Singapore	6,786 (3,393)	0.35 (0.17)
株式会社アドウェイズ	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38階	6,786	0.35
西本 佑美 (注)5	神奈川県川崎市中原区	6,600 (6,600)	0.34 (0.34)
矢野 覚司 (注)5	神奈川県川崎市中原区	3,600 (3,600)	0.18 (0.18)
浅海 直樹 (注)4	神奈川県藤沢市	3,000 (3,000)	0.15 (0.15)
松島 学 (注)5	千葉県市川市	3,000 (3,000)	0.15 (0.15)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
入口 吉信 (注) 5	東京都品川区	2,700 (2,700)	0.14 (0.14)
サイジニア従業員持株会	東京都品川区大井一丁目24番2号 ミヤタビル4F	2,502	0.13
近田 夕里江 (注) 5	神奈川県相模原市南区	2,100 (2,100)	0.11 (0.11)
本橋 且規 (注) 5	東京都足立区	1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
北村 哲也 (注) 5	東京都杉並区	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
小林 篤史 (注) 5	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
今村 寛子 (注) 5	東京都品川区	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
中嶋 浩子	東京都品川区	900 (900)	0.05 (0.05)
浅利 光希 (注) 5	東京都大田区	900 (900)	0.05 (0.05)
西岡 君洋 (注) 5	神奈川県横浜市港北区	900 (900)	0.05 (0.05)
柿本 謙二 (注) 4	東京都目黒区	600 (600)	0.03 (0.03)
松本 拓也 (注) 5	東京都品川区	600 (600)	0.03 (0.03)
本多 央輔 (注) 3	東京都港区	300 (300)	0.02 (0.02)
厚見 悠 (注) 5	東京都世田谷区	300 (300)	0.02 (0.02)
土淵 健治 (注) 5	東京都大田区	300 (300)	0.02 (0.02)
関本 聖美 (注) 5	東京都大田区	300 (300)	0.02 (0.02)
佐野 博紀 (注) 5	東京都中野区	300 (300)	0.02 (0.02)
船越 百合子 (注) 5	東京都新宿区	300 (300)	0.02 (0.02)
河野 亮平 (注) 5	東京都武蔵野市	300 (300)	0.02 (0.02)
大池 迪香 (注) 5	東京都大田区	300 (300)	0.02 (0.02)
田中 陽子 (注) 5	東京都板橋区	300 (300)	0.02 (0.02)
岸本 啓太朗 (注) 5	神奈川県川崎市高津区	300 (300)	0.02 (0.02)
佐藤 幸徳 (注) 5	東京都台東区	300 (300)	0.02 (0.02)
山田 茉智子 (注) 5	神奈川県横浜市青葉区	300 (300)	0.02 (0.02)
計	—	1,948,260 (240,663)	100.00 (12.35)

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 特別利害関係者等（当社の監査役）

5. 当社の従業員等

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月10日

サイジニア株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次 ㊟指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 ㊟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイジニア株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイジニア株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年8月27日開催の取締役会において、第三者割当増資について決議し、平成26年8月29日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月10日

サイジニア株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイジニア株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイジニア株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月10日

サイジニア株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次 ⑩指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサイジニア株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、サイジニア株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。